

せいかつが い ど ぶ っ く
生活ガイドブック
生活指南



たはらしやくしょ こうほうひしょか
田原市役所 広報秘書課

〒441-3492 田原市田原町南番場30-1
TEL : 0531-22-1111 / FAX : 0531-23-0180
EMAIL : kokusai@city.tahara.aichi.jp
田原市ホームページ : <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

発行：2022年4月

田原市政府 宣传秘书科

〒441-3492 田原市田原町南番场30-1
电话：0531-22-1111 / 传真：0531-23-0180
电子邮箱：kokusai@city.tahara.aichi.jp
田原市政府网址：<http://www.city.tahara.aichi.jp/>

发行：2022年4月

せいかつが いどぶっく 生活ガイドブック もくじ << にほんご 日本語 >>

01	<small>ちえっくりすと</small> チェックリスト	3
02	<small>じゅうみんとうろく</small> 住民登録	9
03	<small>いんかんとろく</small> 印鑑登録	15
04	ごみ・リサイクル	19
05	<small>じちかい</small> 自治会	25
06	<small>ぜいきん</small> 税金	27
07	<small>すいどう げすいどう</small> 水道、下水道	31
08	<small>でんわ でんき じゅしんりょう</small> 電話・電気・ガス・NHK受信料	33
09	<small>こくみんけんこうほけん</small> 国民健康保険	35
10	<small>こうきこうれいしゃいりょうせいど</small> 後期高齢者医療制度	39
11	<small>しょう しゃふくし じどうふくし ふくしりりょう</small> 障がい者福祉・児童福祉・福祉医療	41
12	<small>かいごほけん</small> 介護保険	43
13	<small>こくみんねんきん</small> 国民年金	45
14	<small>にんしん</small> 妊娠したら	49
15	<small>あか う</small> 赤ちゃんが生まれたら	53
16	<small>ぼしほけんじぎょう</small> 母子保健事業	55
17	<small>せいじんほけんじぎょう</small> 成人保健事業	59
18	<small>えん ほいくえん しょうがっこう ちゅうがっこう</small> 認定こども園・保育園、小学校・中学校	63
19	<small>じどう ほうかごこ きょうしつ じどう</small> 児童クラブ・放課後子ども教室、児童センター、 <small>こそだ しえん おやここうりゅうかん</small> 子育て支援センター、親子交流館（すくっと）	67
20	<small>しえいじゅうたく けんえいじゅうたく けんえいこうしゃじゅうたく</small> 市営住宅、県営住宅、県営公社住宅	75
21	<small>しごと</small> 仕事	77
22	<small>そうだんまどぐち</small> 相談窓口	79
23	<small>しせつ</small> 施設リスト	85
24	<small>こうきょうこうつうきかん</small> 公共交通機関	89
25	<small>がいこくご じょうほう</small> 外国語による情報	91
26	<small>にほんごきょうしつ</small> 日本語教室	95
27	<small>きんきゅうつうほう</small> 緊急通報	98
28	災害への備え	99

生活指南目录 《中文》

0 1	检查项目表	4
0 2	居民登记	1 0
0 3	登录印章	1 6
0 4	垃圾以及再生利用	2 0
0 5	自治会	2 6
0 6	税金	2 8
0 7	自来水和下水道	3 2
0 8	电话·电力·天然气以及 NHK 的收视费	3 4
0 9	国民健康保险	3 6
1 0	后期高龄者医疗制度	4 0
1 1	残疾人福利·儿童福利·福利医疗	4 2
1 2	介护保险	4 4
1 3	国民年金	4 6
1 4	妊娠	5 0
1 5	新生儿出生	5 4
1 6	母子保健事业	5 6
1 7	成人保健事业	6 0
1 8	批准的儿童园·保育院·小学·中学	6 4
1 9	儿童托管班·放学后孩子托管中心、儿童馆、 育儿支援中心、亲子交流馆(すくっと)	6 8
2 0	市营住宅·县营住宅·县营公社住宅	7 6
2 1	工作	7 8
2 2	咨询窗口	8 0
2 3	设施一览表	8 6
2 4	公共交通工具	9 0
2 5	外语信息	9 2
2 6	日语学习班	9 6
2 7	紧急情况时的通报	9 9
2 8	随时做好应对灾害发生的准备	1 0 0

1 チェックリスト

じゅうみんとうろく ひと てんにゆう にゆうこく ちえっくりすと
 住民登録する人【転入・入国】チェックリスト

とど 届け出	ひつよう など 必要なもの等	たんとう か 担当課	でんわばんごう 電話番号
じゅうみんとうろく 住民登録	ちゅうちようきざいりゆうしゃ しかく も ひと にゆうこく 中長期在留者の資格を持った人が入国したとき、他の市町村から田原市に引っ越したとき、または田原市に住んでいる人で新規に中長期ざいりゆうしゃ しかく え じゅうみんとうろく 在留者の資格を得たときは、住民登録をしなければいけません。	しみんか 市民課	23-3511
こくみんけんこうほけん 国民健康保険 こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりょうほけん 医療保険	いんかん てつづ 印鑑を持って、手続きしてください。	ほけんねんきんか 保険年金課	23-2149
こくみんねんきん 国民年金	いんかん てつづ 印鑑を持って、手続きしてください。	ほけんねんきんか 保険年金課	23-2149
すいどう 水道	すいどう つか ほじ ひ かまえ れんらく 水道を使い始めたい日の4日前までに連絡してください。	すいどうか 水道課	23-3532
ほいくえん 保育園	てつづ ひつよう ひつよう 手続きが必要です。必要なものは、お問い合わせください。	こそだ 子育て しえんか 支援課	23-3513
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	てつづ ひつよう ひつよう 手続きが必要です。必要なものは、お問い合わせください。	がっこうきょういくか 学校教育課	23-3679
げんどうきつき 原動機付 じてんしゃ 自転車	ナンバープレートが付いていないものは、公道で の 乗ってはいけません。ナンバープレートは市役所 でお渡しします。必要なものは、お問い合わせく ださい。軽自動車税を1年に1回支払うことにな ります。運転するときには、運転免許が必要です。	ぜいむか 税務課	23-3510
じてんしゃ 自転車	じてんしゃはんばいてん こうにゆう しやくしょ 自転車販売店で購入してください。市役所での てつづ ひつよう ぜいきん 手続きは必要ありません。税金はかかりません。	じてんしゃ 自転車 はんばいてん 販売店	

1 检查项目表

居民登记方法【入境・转入】检查项目表

申报事项	所需材料以及说明	主管部门	电话号码
居民登记	取得了中、长期在留资格的外国人在入境时，以及从其他市、町、乡迁入田原时、或者已居住在田原时首次取得中、长期在留资格的者都必须进行居民登记。	市民科	23-3511
国民健康保险 后期高龄者 医疗保险	需携带本人印章办理手续。	保险年金科	23-2149
国民年金	需携带本人印章办理手续。	保险年金科	23-2149
自来水	开通使用需提前四天联系。	自来水科	23-3532
保育园	办理手续所需材料请向保育园自行咨询。	育儿支援科	23-3513
中学小学	办理手续所需材料请向有关部门自行咨询。	学校教育科	23-3679
带摩托的 自行车	带摩托的自行车没有牌照，禁止上路行驶。牌照由市政府颁发。若需办理牌照手续、请自行向市政府咨询。轻型汽车税需每年缴纳一次税金，另外驾驶时必须持有驾驶证。	税务科	23-3510
自行车	请前往自行车贩卖店购买，自行车不需到市政府办理牌照，也不需缴纳税金。	自行车 贩卖店	

じゅうみんとろうく ひと たいざいちゅう ちえ っ くり す と
 住民登録している人【滞在中】チェックリスト

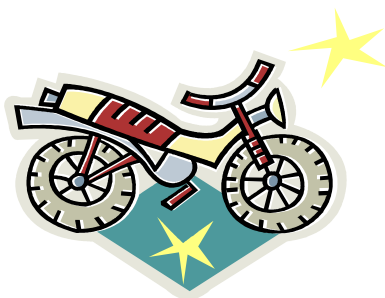
とど で 届け出	ひつよう など 必要なもの等	たんとうか 担当課	でんわばんごう 電話番号
じゅうみんとろうく 住民登録	たはらしなひ ひつこ しんじゅうしよ す 田原市内で引っ越したときは、新住所に住みは じめてから14日以内に手続きをしてください。 ひつよう と あ 必要なものは、お問い合わせください。	しみんか 市民課	23-3511
けっこん 結婚するとき	がいこくじん にほんこくない けっこん しやくしよ 外国人が日本国内で結婚するときは、市役所と ぼこく ざいにちたいしかん りょうじかん りょうほう とどけで 母国の在日大使館または領事館の両方に届出 をしてください。がいこくじんどうし けっこん ばあい 外国人同士の場合は、提出するも のが異なります。届出に必要なものは、お問い合 わせください。	しみんか 市民課 ざいにちたいしかん 在日大使館 または りょうじかん 領事館	23-3511
りこん 離婚するとき	がいこくじんどうし りこん ばあい ぼこく ざいにちたいしかん 外国人同士の離婚の場合は、母国の在日大使館ま たは領事館にお問い合わせください。がいこくじん にほんじん りこん ばあい しやくしよ ざいにちたいしかん 日本人の離婚の場合は、市役所と在日大使館また は領事館の両方に届出をしてください。届出 に必要なものは、お問い合わせください。	しみんか 市民課 ざいにちたいしかん 在日大使館 または りょうじかん 領事館	23-3511
こどもが 生まれたとき	う まれた日を含めて14日以内に出生届を提 しゅつ 出してください。ひつよう と あ 必要なものは、お問い合わせ ください。	しみんか 市民課	23-3511
しぼう 死亡したとき	しぼう じじつ し ひ にちいない いし 死亡の事実を知った日から7日以内に医師の しぼうしんだんしよ も しんぞく どうきよ ひと 死亡診断書を持って、親族または同居していた人 が届出をしてください。こくみんけんこうほけんしやう 国民健康保険証がある 場合は、お返してください。ぼこく ざいにちたいしかん 母国の在日大使館また は領事館にも届出をしてください。	しみんか 市民課 ざいにちたいしかん 在日大使館 または りょうじかん 領事館	23-3511
じゅうみんひやう 住民票	しめい じゅうしよ しょうめい しょうい しょうめいしよ 氏名や住所などを証明する書類です。証明書 は、1通200円です。	しみんか 市民課	23-3511
ばすぽーと パスポートを なくしたとき	ばすぽーと めす パスポートをなくしたり、盗まれたりしたとき は、まず近くのけいさつしよ とど で ふんしつ(盗難) 届出証明書」を発行してもらいます。それを母国 の在日大使館または領事館に持っていき、パスポ ートを再発行してもらいます。あらかじめ大使館 などに電話して、必要なものを問い合わせてくだ さい。	ざいにちたいしかん 在日大使館 または りょうじかん 領事館	

所登记的居民【居住中】检查项目表

申报事项	所需材料以及说明	主管部门	电话号码
居民登记	迁入田原市的时候，从第一天开始居住新的地址起14天内必须办理变更手续。所需材料和办理手续请向有关部门自行咨询。	市民科	23-3511
结婚	外国人在日本结婚时，必须在居住地市政府和本国驻日大使馆或者领事馆双方同时办理登记手续。男女双方均为外国人的情况与外国人和日本人结婚的情况办理的手续是不同的，申报所需材料请向有关部门自行咨询。	市民科	23-3511
		在日大使館 或者 領事館	
离婚	男女双方同为外国人离婚时，有关手续请向本国驻日大使馆或者领事馆自行咨询。外国人与日本人离婚时，请前往当地市政府和驻日大使馆或者领事馆办理。申报所需材料和手续请自行咨询。	市民科	23-3511
		在日大使館 或者 領事館	
新生儿出生	新生儿从出生之日起14天之内需提出出生登记申请，所需材料请向有关部门自行咨询。	市民科	23-3511
死亡	从得知死亡事实之日起7天之内，持医生开具的死亡诊断书由亲属或者同居者办理申报手续，同时请办理健康保险证（持有者）的交还手续。并向本国驻日大使馆或领事馆办理申报手续。	市民科	23-3511
		在日大使館 或者 領事館	
居民票	证明姓名和地址等内容的证件。需要该证明书时，手续费一份为200日元。	市民科	23-3511
护照遗失	护照遗失或被盗时，请先向当地的警察署报案，取得「遗失被盗报告证明书」。将该证明书提交给本国驻日大使馆或者领事馆申请补发。请先通过电话询问补办所需材料。	在日大使館 或者 領事館	

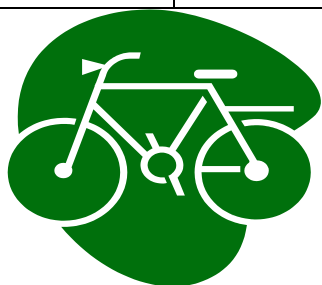
じゅうみんとろうく ひと てんしゅつ しゅつこく ちえっくりすと
 住民登録した人【転出・出国】チェックリスト

とど 届け出	ひつよう 必要なもの等	たんとうか 担当課	でんわばんごう 電話番号
じゅうみんとろうく 住民登録	たはらし ほか しちようそん てんしゅつ 田原市から他の市町村へ転出するときは、 たはらし てんしゅつ とど で てんしゅつ 田原市で転出の届け出をしてください。転出 しょうめいしょ はっこう てんしゅつしょうめいしょ も 証明書を発行しますので、転出証明書を持っ ひっこ さき てんにゅう てつづ て引越し先で転入の手続きをしてください。 にほん きこく しゅつこく ばあい じぜん てつづ 日本から帰国などで出国する場合も事前に手続 きをしてください。	しみんか 市民課	23-3511
こくみんけんこうほけん 国民健康保険 こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりょうほけん 医療保険	ほけんしょう かえ ほけんぜい ほけんりょう せいさん 保険証をお返しくください。保険税(保険料)の精算 をしますので、印鑑を持って、てつづ 手続きしてください。	ほけんねんきんか 保険年金課	23-2149
こくみんねんきん 国民年金	てんしゅつ てつづ ふよう ひっこ さき 転出するときは、手続きは不要です。引越し先で てつづ 手続きしてください。	ほけんねんきんか 保険年金課	23-2149
いんかんとろうく 印鑑登録	いんかんとろうくしょう か ー ど も ひと へんきやく 印鑑登録証(カード)をお持ちの人は、返却し てください。	しみんか 市民課	23-3511
すいどう 水道	ひっこ にちまえ れんらく 引越しの4日前までに連絡してください。	すいどうか 水道課	23-3532
ほいくえん 保育園	たいしょとどけ ほいくえん ていしゅつ 退所届を保育園に提出してください。	こそだ 子育て しえんか 支援課	23-3513
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	がっこう もう で 学校に申し出てください。	がっこうきょういくか 学校教育課	23-3679
げんどうきつき 原動機付 じてんしゃ 自転車	てんしゅつ しゅつこく まえ 転出または出国の前に、ナンバープレートを へんきやく いんかん じさん てつづ 返却してください。印鑑を持参して、手続きし てください。	ぜいむか 税務課	23-3510
じてんしゃ 自転車	しやくしょ てつづ ひつよう じてんしゃ す 市役所での手続きは必要ありません。自転車を捨 てるときは、しげんか かんきょうせんたー てんきょうセンターか環境センターへ ちよくせつも こ りょうきん わりよう 直接持ち込んでください。料金は無料です。	はいきぶつ 廃棄物 たいさくか 対策課	23-3538



居民登记方法【出境·转出】检查项目表

申报事项	所需材料以及说明	主管部门	电话号码
居民登记	从田原市迁往其他其市、县、村时，需在田原市办理手续，取得转出证明书。需向迁入的新居住地提交转出证明书办理手续。 从日本回本国等时、请事先在出境前办理有关手续。	市民科	23-3511
国民健康保险 后期高龄者 医疗保险	请交还保险证，并携带本人印章以便办理结算 保险税的手续。	保险年金科	23-2149
国民年金	迁出时不需在田原市办理手续，在迁入地办理 即可。	保险年金科	23-2149
印章登记	持有印鉴登录证（卡）的人员，必须交还印鉴 登录证。	市民科	23-3511
自来水	请于搬迁或出境四日前向有关部门联系	水道科	23-3532
保育园	需向保育园提出办理退园手续。	育儿 支援科	23-3513
中学小学	需向学校提出办理退学手续。	学校教育科	23-3679
带摩托的 自行车	搬迁或出境前，请携带本人印章办理交还牌照手 续。	税务科	23-3510
自行车	不需前往市政府办理手续，若要处理自行车时， 请直接送往资源化中心或者环境中心即可。免 费进行回收。	废弃物对策科	23-3538



2 住民登録 (市民課 TEL: 23-3511)

① 転入・入国

日本国籍でない人で、中長期在留者の資格 (日本人の配偶者等や定住者、永住者など) を持っている人が、田原市に住み始めたときや新規に中長期在留者の資格を得たときは住民登録をしてください。

こんなとき	手続きに必要なもの
<p>入国したとき、他の市町村から田原市に引っ越したとき、田原市に住んでいる人で新規に中長期在留者の資格を得たとき</p> <p>※住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・在留カード ・転出証明書 (転入の人のみ) ・住民基本台帳カード (ある人のみ) ・マイナンバーカード (個人番号カード) <p>またはマイナンバー通知カード</p>

※16歳未満の人は、16歳以上の同じ世帯の人が手続きをしてください。

※入国した人は、住み始める住所地の世帯主との続柄を確認するために、本国の身分証明書が必要な場合があります。

② 転居

田原市内で引っ越した場合には、転居の届け出が必要です。

こんなとき	手続きに必要なもの
<p>田原市内で引っ越したとき</p> <p>※住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・国民健康保険証や医療受給者証など古い住所がのっているもの (ある人のみ) ・住民基本台帳カード (ある人のみ) ・マイナンバーカード (個人番号カード) <p>またはマイナンバー通知カード</p>

2 居民登录（市民科 TEL: 23-3511）

①转入・入境

未取得日本国籍、取得了中长期在留资格（日本人的配偶或者定居者以及永住者等）的外国人、开始居住在田原市或者已居住在田原市首次取得中、长期在留资格者、需办理居民登记。

以下情况之一	手续所需材料
入境或者从日本其他市、町、村迁入田原市时、居住在田原的人、首次取得了中、长期在留资格者 ※从开始居住日起 14 日之内必须办理手续。	<ul style="list-style-type: none">• 护照• 在留卡• 转出证明书（仅限迁入者）• 居民基本台帐卡（仅限持有者居民）• 我的个人编号卡（个人编号卡）或者个人编号通知卡

※未满 16 岁的未成年人与 16 岁以上同一家庭的人必须一起办理手续。

※入境人员、必须确认与迁入户户主的亲属关系、所以需提交本人原所在国的身份证明。

②迁居

迁入到田原市内时需办理迁居手续。

以下情况之一	手续需的材料
迁入田原市时 ※必须从开始居住日 14 日以内办理手续。	<ul style="list-style-type: none">• 在留卡• 记载了原地址的国民健康保险证以及领取医疗保险的证件等（仅限持有者）• 居民基本台帐卡（仅限持有者居民）• 我的个人编号卡（个人编号卡）或者个人编号通知卡

③ 転出・出国

日本国外に出国するときや他の市町村に引っ越す場合には、転出の届出が必要です。他市町村に転出される人には、転出証明書を交付します。

こんなとき	手続きに必要なもの
<p>出国するときや他の市町村に引っ越すとき</p> <p>※出国または引っ越す予定日のおおよそ14日前から届け出てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・国民健康保険証や医療受給者証など市役所から交付されたもの（ある人のみ） ・住民基本台帳カード（ある人のみ） ・マイナンバーカード（個人番号カード） またはマイナンバー通知カード

※他市町村へ転出する人は、新しい住所地に住み始めてから14日以内に転出証明書と在留カード、マイナンバーカード（個人番号カード）などを持参して、新住所地の役所で転入手続きをしてください。

④ 出生

日本国内で子どもが生まれたときは、国籍にかかわらず、生まれた日を含めて14日以内に日本の戸籍法による出生の届け出をしてください。住民登録は出生届と同時にを行います。

※出生届の用紙は、出産した病院で出生証明書とともにもらえます。

こんなとき	手続きに必要なもの
<p>子どもが生まれたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届書、出生証明書 ・母子手帳（ある人のみ）

※生まれたお子さんが引き続き日本国内に住み続けるためには、在留許可を受ける必要があります。生まれた日から30日以内に入国管理局で在留許可申請をしてください。

③转出・出境

从日本出境时或者迁到其他的市、町、村时、必须办理转出申请手续。需向转入的新居住地者提交转出证明书办理有关申报手续。

以下情况之一	手续所需材料
出境时・迁到其他市、町、村时 ※准备出境或者搬迁可以在 14 日之前向有关部门办理手续。	<ul style="list-style-type: none">・在留卡・从市政府领取了国民健康保险证以及领取医疗保险等证件（仅限持有者）・居民基本台帐卡（仅限持有者居民）・我的个人编号卡（个人编号卡）或者个人编号通知卡

※迁到其他市、町、村时、需从开始居住新居住地起 14 日之内、前往新居住地政府有关部门提交转出证明书和在留卡以及我的个人编号卡（个人编号卡）等办理转入手续。

④出生

在日本国内出生的新生儿、无论任何国籍、必须按照日本的户籍法、在出生之日起 14 日之内办理出生登记手续。办理出生登记的同时请一起办理新生儿的居民登记。

※出生登记申请表和出生证明书在出生的医院可领取。

以下情况之一	手续所需材料
新生儿出生时	<ul style="list-style-type: none">・出生登记申请、出生证明书母子手册(仅限持有者)

※出生的孩子希望继续在日本国内居住时、必须办理在留许可申请。请在出生之日起 30 日之内、前往入国管理局办理在留许可申请手续。

⑤ 死亡

日本国内で人が死亡したときは、国籍にかかわらず、死亡した事実を知った日から7日以内に日本の戸籍法による死亡の届け出をしてください。

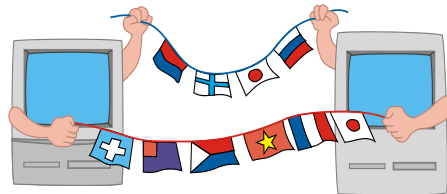
※死亡届の用紙は、死亡した病院または死亡を確認した医師が作成した死亡診断書とともにもらえます。

こんなとき	手続きに必要なもの
死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡届書、死亡診断書 • 住民基本台帳カード（ある人のみ） • マイナンバーカード（個人番号カード） またはマイナンバー通知カード

※死亡した人が、在留カード（または特別永住者証明書）を持っていたときは、死亡した日から14日以内に入国管理局へカードをお返してください。

☆ご注意ください☆

手続きを行うときに、在留カード（または特別永住者証明書）を持っている人は、必ずお持ちください。忘れた場合には、カードを取りに行ってください。また、法律で定められた期日までに手続きをしなかった場合には、在留資格の取消や強制退去事由に該当することがありますので、期日を守って速やかに手続きをしてください。



⑤死亡

在日本国内死亡时、无论任何国籍、从得知死亡事实之日起7日之内、需按照日本的法律、办理死亡申报手续。

※死亡申报表与死亡诊断书可由死亡的医院或者确认死亡的医生开出并取得

以下情况之一	手续所需材料
死亡时	<ul style="list-style-type: none">• 死亡申报书、死亡诊断书• 居民基本台帐卡（仅限持有者居民）• 我的个人编号卡（个人编号卡）或者个人编号通知卡

※死亡者持有在留卡（或者特别永住者证明）时、于得知死亡事实之日起14日之内、必须前往入国管理局办理交还在留卡手续。

★注意事项★

在办理手续时、持有在留卡或者（特别永住者证明）的人员、必须随身携带。如果忘了带卡时、将不给予办理手续、而需要回去拿卡重新办理手续。另外、在法律规定的期限没有办理手续时。将会属于取消在留资格和勒令离境的事由、请一定在指定的日期之内、及时办理手续。



3 印鑑登録（市民課 TEL: 23-3511）

日本では、印鑑が署名と同じ役目をします。宅配便の受け取りのときなどの簡単な用事には、認印を使います。家や自動車を買うときなどは、実印と印鑑登録証明書が必要です。実印は、にせものを作りにくい印鑑を選んで市役所に登録したものです。一人につき一つだけ登録ができます。二人で同じ印鑑を実印にすることはできません。

登録するときは、15歳以上の人が登録したい印鑑と在留カードもしくは顔写真付き身分証明書を持って、窓口で申請します。登録が終わると、印鑑登録証（カード）がもらえます。その後、印鑑登録証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証（カード）を持ってきてください。

登録できる印鑑

大きさ：指定したサイズの正方形に収まるもの（一辺が8mmより大きく25mmまでの正方形）

材質：ゴム、プラスチックなどの変形しやすいものやすぐに減るものでないもの

登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名、または氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ・職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他市長が不相当と認めたもの

印鑑登録証（カード）や登録した印鑑をなくしたとき

印鑑登録証明書は、印鑑登録証（カード）がなければ交付されません。

印鑑登録証（カード）をなくしたときや登録した印鑑をなくしたときは、速やかに市民課まで届け出てください。

印鑑登録証明書が必要なとき

印鑑登録証（カード）を持参すれば、本人の他に代理人でも申請できます。

印鑑登録証（カード）がないと、登録した印鑑を持ってきても、印鑑登録証明書の交付はできません。

3 登录印章（市民科 TEL: 23-3511）

在日本，印章和签名具有相同的效力。像接受快递或邮件这样日常简单的事情时一般使用「认印」。在购买房屋或汽车等情况下，就一定需要使用「实印」以及印鉴登录证明书。

实印是选用难以伪造的印章，必须是在市政府登录的。一个人只能登录一枚实印。两个人不可以共用同一枚实印登录。

登录时，15岁以上者请携带所需登录的印章和在留卡以及附带照片能够证明身份的证件前往有关部门申请。登录结束以后，可取得印鉴登录证明书（卡）。以后、若需要印鉴证明书，则要出示印鉴登录证（卡）申请。

可登录的印章

大小：所指定尺寸的正方形（边长规定为8mm以上，25mm以内的正方形）

材质：不可用橡胶、塑料等易变形或磨损的材料

不能登录的印章

- 与居民票基本台帐上记录的姓名或者姓、名。以及姓名中的连一个部分的组合都不符。
- 表示职业、资格身份等姓名以外其他事项
- 橡胶等以及其他容易变形的印章
- 印记为短于8mm的正方形
- 印记为长于25mm的正方形
- 印记不清晰
- 以及市长不认可的情形

印鉴登录证（卡）或者登录的印章丢失时

申请印鉴登录证明书需出示印鉴登录书（卡）。印鉴登录书（卡）或者所登录的印章丢失时、请马上前往市民科挂失，申请补发。

需要印鉴登录证明书时

若持有印鉴登录证（卡），则可由本人或代理人申请取得。若没有印鉴登录证（卡）、即使只持有登录的印章，是不能申请取得印鉴登录证明书的。

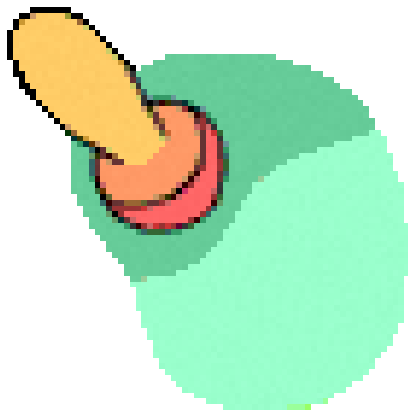
いんかんとうろく てつづ
印鑑登録の手続き

	ひつよう 必要なもの	ちゅうい 注意すること
ほんにん てつづ 本人が手続き をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・在留カード、運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した写真付きの身分証明書 	みぶんしょうめいしよ ばあい たはらし 身分証明書などが無い場合は、田原市に印鑑登録をしている保証人とその登録印鑑が必要です。
だいにん てつづ 代理人が手続き をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・代理人の印鑑 ・代理権授与通知書（用紙は市民課にあります。） 	びょうき た え りゆう 病気その他やむを得ない理由により本人が申請することができないときは、登録を受けようとする印鑑を押した代理権授与通知書が必要です。

しんせい ひ とうろく ばあい
申請した日に登録できない場合があります

つぎ の よう な と き は、いんかんとうろく ほんにん ゆうそう いんかんとうろく い し かくにん しんせい
次のようなときは、印鑑登録する本人に、郵送で印鑑登録の意思を確認するため、申請した日には登録できません。

- ・本人が申請する場合で、本人であることが証明できる身分証明書などがなく、保証人およびその登録印鑑がないとき
- ・代理人が申請する場合



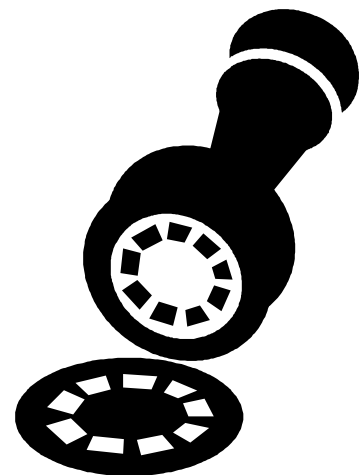
印鉴登录的手续

	所需材料以及说明	注意事項
本人办理手续的时候	<ul style="list-style-type: none">· 需登录的印章· 由官方颁发的，附带照片的能证明身份的证件，如在留卡、驾驶执照、护照等	如不能提供证明身份的证件时，则需要由居住在田原市，已登录印章者作为保证人，并提供其登录的印章
代理人办理手续的时候	<ul style="list-style-type: none">· 需登录的印章· 代理人的印章· 代理权授予证明书（纸质表格请前往市民科领取）	由于疾病或其他不得已的个人原因不能本人亲自申请时，需在代理权授予证明书上盖上需登录的印章。

申请日当天不能登录的可能情况

如以下情况时，印鉴登录者无法当天登记，需向其询问是否要通过邮寄的方式取得。

- 本人申请时，不能提供证明身份的证件，又无保证人及其登录的印章
- 代理人申请



4 ゴミ・リサイクル（廃棄物対策課 TEL: 23-3538）

(1) ゴミの出し方

ゴミを集める日は、住んでいる場所によって違います。「ゴミ収集カレンダー」で、ゴミを集める日とゴミを出す場所を確認してください。ゴミは、集める日の午前6時から8時の間にだしてしてください。

田原市のごみの分別と集める日は、次のとおりです。詳しい分別の仕方やゴミの出し方は、「ゴミ収集カレンダー」を見てください。

- もやせるゴミ（集める日：週2回）
- こわすゴミ（集める日：月1回）
- 紙類（集める日：月1回）
- 布類（集める日：月1回）
- プラマークゴミ（集める日：2週間に1回）
- ペットボトル（集める日：2週間に1回）
- 白色トレイ（集める日：2週間に1回）
- 空缶（アルミ・スチール）（集める日：月1回）
- 小物金属（集める日：月1回）
- 電化製品類（集める日：月1回）
- 発泡スチロール（集める日：月1回）
- 有害ゴミ（集める日：月1回）
- 埋めるゴミ（集める日：月1回）
- ガラスびん（集める日：月1回）



ゴミを出せるのは、収集日の午前6時から8時までです。分別区分により、出す場所が異なりますので、確認してだしてしてください。



4 垃圾处理以及再生利用（废弃物对策科 TEL: 23-3538）

不同地区的垃圾收集日是不同的。请仔细参阅“垃圾收集日历”确认垃圾收集日的时间和丢弃垃圾的场所。请在垃圾收集日的早上6点至8点将垃圾扔出。

以下为田原市的垃圾分类与垃圾收集日。详细的垃圾分类以及丢弃的方法请参阅“垃圾收集日历”。

- 可燃垃圾（回收日：每周两次）
- 破碎解体垃圾（回收日：每月一次）
- 纸类（回收日：每月一次）
- 布类（回收日：每月一次）
- 带有塑料标记的垃圾（回收日：两周一次）
- 塑料瓶（回收日：两周一次）
- 白色托盘（回收日：两周一次）
- 空罐（铝制·钢制）（回收日：每月一次）
- 小五金（回收日：每月一次）
- 家用电器品类（回收日：每月一次）
- 泡沫聚乙烯类（回收日：每月一次）
- 有害垃圾（回收日：每月一次）
- 填埋垃圾（回收日：每月一次）
- 玻璃瓶（回收日：每月一次）



可将垃圾扔掉的时间是回收日的早上6点至8点


根据垃圾的分类，回收的场所所有不同请仔细确认后丢弃



しげん う
○資源ごみ・埋めるごみ

ぶんべつぶん 分別区分	ひんもく 品目	だ かた 出し方
かみりい 紙類	しんぶん ざっし ざつ かみぼつ だんぼー 新聞、雑誌、雑がみ、紙パック、ダンボール	しゅるい ひも じゅうじ しぼ 種類ごとに紐で十字に縛る
ぬのりい 布類	しゃつ ずぼん くつした たおる かーてん シャツ、ズボン、靴下、タオル、カーテンなど	とうめい ほんとうめい ふくろ い 透明・半透明の袋に入れる
プラマークごみ	かし れいとうしょくひん ふくろ べんとう ようき お菓子・冷凍食品の袋、弁当の容器な どの  マークが付いたプラスチック製品	ぶんべつぶん あみぶくろ い 分別区分ごとに網袋に入れる。
べつとほとる ペットボトル	べつとほとる ペットボトル	あみぶくろ 網袋の 色 プラマークごみ→青 べつとほとる みどり ペットボトル→緑 しろいろとれい くる 白色トレイ→黒
しろいろとれい 白色トレイ	おもて うら しろいろ とれい 表も裏も白色のトレイ	
あきかん 空缶	あるみかん すちーるかん すぶれーかん アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	
こものきんぞく 小物金属	きんぞく しゅたい 金属が主体でできているもの	ぶんべつぶん 分別区分ごとにコンテナに入れる
でんかせいひんるい 電化製品類	でんち でんき つか 電池・電気を使うもの	
はっほうすちろーる 発泡スチロール	よご はっほうすちろーる 汚れていない発泡スチロール	しろいろ あみぶくろ 白色の網袋に入れる
ゆうがい 有害ごみ	けいこうとう でんきゅう でんち かがみ すいぎんい たいおんけい 蛍光灯・電球、電池、鏡、水銀入り体温計	
う埋めるごみ	わ とうきりい がらすせいひん らいたー 割れたびん、陶器類、ガラス製品、ライターな ど	ぶんべつぶん 分別区分ごとにコンテナに入れる
がらすびん ガラスびん	わ とうめい ちやいろ た いろ 割れていないびん (透明・茶色・その他の色)	いろ 色ごとにコンテナに入れる




おお だ かた か
○大きさによって出し方が変わるごみ

ぶんべつぶん 分別区分	たいしょう 対象	だ かた 出し方
もやせるごみ	さいず サイズ	ゆうりょうかしてい ふくろ 有料化指定ごみ袋に 入れて出す
	ひんもく 品目	
こわすごみ	さいず サイズ	
	ひんもく 品目	
そだい 粗大ごみ	さいず サイズ	しげんか せんたーへ 資源化センターへ ちやくせつはんにゆう 直接搬入する
	ひんもく 品目	

○资源垃圾・填埋垃圾

区别分类	种类	丢弃方法
纸类	报纸、杂志、废纸、纸盒、纸箱	废纸按种类用带子以十字形捆扎好
布类	衬衫、裤子、袜子、毛巾、窗帘等	放入透明・半透明的袋子里
带有塑料标记的垃圾	"装有点心・冷冻食品的袋子以及带有  标记装便当的塑料制品 等	区别分类放入网袋 色网袋的颜色 带有塑料标记的垃圾→放入蓝色网袋 塑料瓶→放入绿色网袋 白色托盘→放入黑色网袋
塑料瓶	塑料瓶	
白色托盘	里外均为白色的托盘	
空罐	铝罐、钢罐、喷枪罐等	区别分类放入回收箱
小型金属类	主要是用金属制作的制品	
家电废品类	使用电池・电的制品	
泡沫聚乙烯	未污秽的泡沫聚乙烯	
有害垃圾	荧光灯・灯泡、干电池、镜子、含有水银的体温计	区别分类放入回收箱
填埋垃圾	破碎瓶、陶瓷器类、玻璃制品、打火机等	
玻璃瓶	未破碎的瓶（透明・茶色・以及其他颜色）	根据不同的颜色放入回收箱

○根据大小不同丢弃垃圾的方法有所变化

区别分类	对象		丢弃方法
可燃垃圾	大小	小于 30cm 四方形的可燃烧材料废品	放入市指定的收费垃圾袋里扔掉 
	品种	厨余垃圾、皮革制品、鞋、小布娃娃，未带  标记的小型塑料废品等、	
破碎解体垃圾	大小	大于 30cm 四方形、不超过 45ℓ市指定收费袋子的废品	
	品种	水桶、花盆等种植箱类、长筒雨鞋、录像带以及可与金属一起分解为所需要材料的等废品	
破碎解体垃圾	大小	大于 45ℓ市指定收费袋子的废品以及放不进集装箱的东西（除伞以外）	直接送到资源化处理中心
	品种	被褥、家具、自行车・三轮车、大型废电器 ※四大件电器（电视・冰箱・洗衣机・空调）等不属于范围之内	

○ 収集しないごみ

家具などの粗大ごみは、収集は行いませんので、処分を希望される場合は、各資源化センター、環境センターへ直接持ち込んでください。

家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、その商品を買った店または、新しく買い替える店で引き取ってもらってください。そのとき、リサイクル料金を支払います。

この他、詳しい分別については、「ごみ収集カレンダー」、「ごみの分け方出し方（パンフレット）」「さんあ〜る（ごみ分別アプリ）」などで確認してください。



不可回收的垃圾

家具等大型垃圾不可在收集日回收。如要处理，请直接送往各个资源化中心或者环境中心。

对于电视机、冰箱、冷冻机、洗衣机、衣类干燥机和空调等四类消费类家电产品，请在购买这些商品的商店或者购买新商品的商店时回收、并且付费回收。

其他详细的区别分类以及丢弃的方法请仔细参阅「垃圾丢弃日历」和「垃圾区别分类（小册子）」「さんあ〜る（3R垃圾分类的软件）」等。



5 自治会 (総務課 TEL: 23-3504)

たはらしない くいき す ぼしょ えりあ じゅうみんごじょそしき じちかい ごうけい
田原市内には、区域(住んでいる場所のエリア)ごとの住民互助組織として自治会(合計
106団体)が設立され、区域内に住む人がほぼ全員加入しています。

じちかい かつどう じゅうみんじしん やくわりぶんたん ぎょうせいじょうほう ちいきかつどう でんたつ ちくごみ
自治会の活動は、住民自身が役割分担し、行政情報・地域活動の伝達、地区ゴミ
ステーションの管理、児童・高齢者の福祉活動、防災対策などの生活に欠かせない活動や、
まつ すぼ ー つたいかい しんぼくぎょうじ おこな
お祭り、スポーツ大会などの親睦行事を行っています。

ぎょうせいじょうほう けいさい こうほうし かいらんぶんしょ かんきょうかつどう ぼうさいたいさく し じゅうみんきーびす
行政情報を掲載した広報紙や回覧文書、環境活動、防災対策など、市の住民サービス
なか じちかい つう ていきょう おお す じちかい かにゆう
の中には、自治会を通じて提供されるものも多くありますので、お住まいの自治会に加入
してください。

じちかい かにゆう ばあい かいひ のうふ じちかい き るーる まも
自治会に加入した場合は、会費の納付など自治会ごとに決められているルールを守り、
ちいき みな いっしょ かつどう たが たす あ ひと きずな じぶん
地域の皆さんと一緒に活動することで、お互いに助け合う人との絆ができますので、自分
じしん ちいき く うえ たす
自身が地域で暮らす上でも助けになります。

じちかい にゅうかいてつづ かいひ ちく じちかい やくいん かくしみんかん
自治会の入会手続き、会費などは、それぞれの地区の自治会の役員さんや、各市民館に
とあ
問い合わせてください。



5 自治会（总务科 TEL: 23-3504）

田原市内，由每个社区的居民组成了一个居民互助团体——自治会（一共 106 个团体）。社区中的每个居民几乎都参与到这种团体当中。

自治会的活动完全由居民自身担当，进行包括传达政府行政信息和地区进行的各种活动、比如地区垃圾和服务站的管理、开展老人、儿童社会福利和防灾对策等生活不可缺少的活动以及节日庆典、体育赛事等友好交流活动。

通过自治会可以得到更多诸如刊登了行政信息的广报以及传阅文件、环境活动、防灾对策等以及对市民服务的信息，所以请务必加入自治会。

如果加入自治会，一定要遵守缴纳会费等自治会的各项规定，并且和大家一起参加各种交流活动，逐渐形成互相帮助的人与人之间的纽带，那么自己在当地的生活中也将能得到很大的帮助。

自治会的入会手续和会费等信息，请向各地区自治会负责人以及各市民馆询问。



6 税金

税金には、国に納めるものと県や市に納めるものがあります。
所得に対しては、所得税（国）と住民税（県・市）がかかります。
不動産をもっている人には、固定資産税や都市計画税がかかります。
自動車は、排気量に応じて自動車税（県）や軽自動車税（市）がかかります。
どの税金も、納める期限が決まっています、これに遅れると税金に加えて延滞金を払うことがあります。
また、催促されても支払わないときは、強制的に財産を処分される場合があります。（差し押さえ）

確定申告（所得税）（豊橋税務署 TEL: 0532-52-6201）

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得を、税務署に知らせ、所得税（国）を納めることです。

翌年の2月16日から3月15日までの間に税務署か市役所で行います。

勤め先の給料から税金を引かれていない人や2か所以上から給料を受け取っている人、給料の他に所得のある人は、必ず確定申告をします。

申告には、前の年の所得を証明するもの（源泉徴収票や支払証明書）と、所得から差し引いて（控除して）もらえる支払いなどを証明する書類などが必要です。

子どもが生まれて、扶養する家族が増えたときや医療費にたくさんのお金がかかったとき、前の年の途中で仕事をやめたときなどには、確定申告をすると、支払った税金の一部が返されることがあります。

住民税（市民税・県民税）（税務課 市民税係 TEL: 23-3509）

前の年の所得に応じた額を国籍に関係なく、その年の1月1日に住所があった県と市に支払います。

年金、勤め先の給料から税金を引かれていない人には、毎年6月に納税通知書が届きます。住民税の支払い方は、2種類あります。

① 納付書を使って、市役所（会計課、渥美支所、赤羽根市民センター）か金融機関、コンビニエンスストアで支払います。

② 金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とします（口座振替）。



6 税金

税金分为向国家和市或者县缴纳两种。

根据收入所得需要缴纳所得税（国家）和居民税（县、市）。

拥有不动产者还需要缴纳固定资产税和城市规划税。

根据汽车发动机的排量缴纳汽车税（县收）和轻型汽车税由市收取。

无论何种税种都有规定的支付期限，如果出现拖延，将在本金的基础上额外支付滞纳金。若多次催促仍然拖延，将强制处理财产（没收）

确定申报（所得税）（丰桥税务署 TEL: 0532-52-6201）

确定申报就是向税务署申报每年从1月1日至12月31日一年之内的收入所得，并依此缴纳所得税。

在第二年的2月16号至3月15日之间向税务署或者市政府申报。

从工作单位获得收入而没有扣除税金者，或从两处以上单位获得收入者一定提交报税表，申报所得税。

申报时需要上一年的收入所得证明（源泉征收票或者工资支付凭证）、另外还需要可减少（扣除）收入所得的一年中一些所支付的金额证明等

当因新生儿出生而家庭支出增加或者支付大量医疗费以及前一年中途停止工作等情况出现时，根据确定申报的计算，可能会在规定范围内退还一部分税款。

居民税（市民税・县民税）（税务科 市民税科 TEL: 23-3509）

根据上一年度的收入，不论任何国籍，于1月1日起在现居住的所在地县市缴纳。

在工作单位未缴纳年金税款者，都将在每年6月收到一份纳税通知书。

缴纳住民税的方法有两种

- ①根据缴纳单前往市政府的（会计科，渥美支所、赤羽根市民中心）或者金融机构，二十四小时便利店支付。
- ②从金融机构的银行账户自动付款（转账支付）

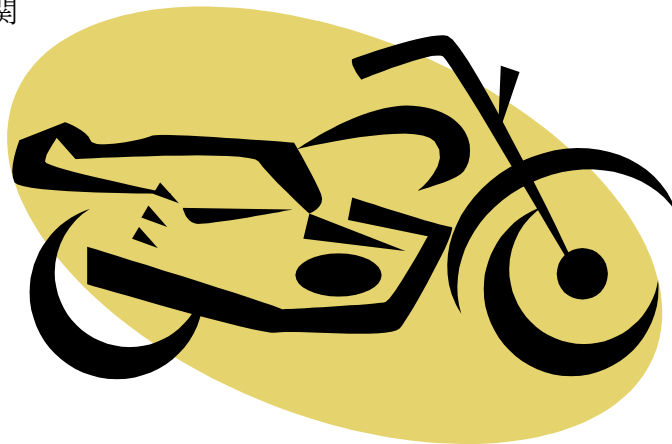


税金の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。口座振替を利用するには、申し込みが必要です。申込用紙は、市役所（税務課、渥美支所、赤羽根市民センター）と市内の金融機関の窓口にあります。口座振替は郵便局でもできます。預貯金通帳と通帳に使用している印鑑、納税通知書を持って、金融機関で申し込んでください。

収入がない場合は、収入がないことを申告すると、他の税金やサービスを受けるときの料金が安くなる場合があります。

税金の支払いや口座振替ができる金融機関

- ・三菱UFJ銀行
- ・蒲郡信用金庫
- ・豊橋信用金庫
- ・岡崎信用金庫
- ・豊川信用金庫
- ・豊橋商工信用組合
- ・愛知みなみ農業協同組合
- ・東海労働金庫
- ・郵便局



自動車税（愛知県東三河県税事務所 TEL: 0532-54-5111）

4月1日に自動車を持っている人には、自動車税がかかります。県税事務所から5月に納税通知書が送られてきます。これを使って、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで支払います。

自動車の継続検査（車検）をうけるときは、領収書（納税証明書）が必要ですので、大切に保管してください。

軽自動車税（税務課 資産税係 TEL: 23-3510）

4月1日にバイク（原動機付自転車や大型のバイク）、軽自動車を持っている人には、軽自動車税がかかります。市役所から5月に納税通知書が送られてきます。住民税を支払うことができる銀行などの窓口で支払います。

軽自動車の継続検査（車検）をうけるときは、領収書（納税証明書）が必要ですので、大切に保管してください。

自動車や軽自動車、バイクなどを処分したり、他人に譲ったりしたときは、必ず届け出をしてください。届け出をしないでおくと、いつまでもあなたの持ち物として、税金がかかります。

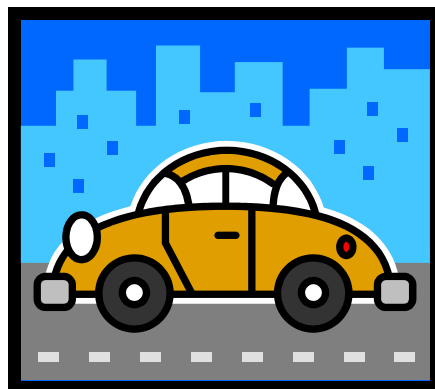
建议请使用通过自动转账直接缴纳税款的便捷的方法。必须前往该支付系统申请才能办理。申请表格可在市内金融机构柜台领取。

也可通过邮局账户支付税款，必须提交存款存折和银行账户对应的印章以及纳税通知书在市政府的（税务科、渥美支所、赤羽根市民中心）或金融机构办理。

没有收入时，若申报没有收入的情况，将会获得税金的减免，并在其他福利的花费上也能得到一定的减少。

以下为可以缴纳税金以及转帐支付的金融机构

- 三菱UFJ银行
- 蒲郡信用金库
- 丰桥信用金库
- 冈崎信用金库
- 丰川信用金库
- 丰桥商工信用组合
- 爱知南农业协同组合
- 东海劳动金库
- 邮电局



汽车税（爱知县东三河县税事务所 TEL: 0532-54-5111）

4月1日之前拥有汽车者，必须缴纳车辆税。您将在5月份收到来自县税务机关的纳税通知书，请按其要求在银行和邮局或者24小时便利店支付税款。

汽车的连续检查（车检）必须要出示收据（纳税证明书），所以请妥善保管。

轻型汽车税（税务科 土地・资产税组 TEL: 23-3510）

4月1日之前拥有摩托车（带摩托的自行车或者大型摩托车）、或者小型汽车者必须缴纳轻型汽车税。5月份您将收到来自市政府的纳税通知书，可在缴纳居民税的银行柜台支付。

接受轻型汽车连续检查（车检）时必须出示收据（纳税证明书），所以请好好保管收据。

汽车、轻型汽车和摩托车等处理或转让给他人时，请务必向有关部门报告。若没有报告的话，将一直认定为你所有而需缴纳税金。

7 すいどう すいどうか
水道 (水道課 TEL: 23-3532)

げすいどう げすいどうか
下水道 (下水道課 TEL: 23-3525)

すいどう あたら つか ぼあい すいどう つか ぼあい すいどうか ちよくせつ こ
水道を新しく使う場合や、水道を使うのをやめる場合は、あらかじめ水道課に直接お越
しただくか、でんわ れんらく
電話で連絡してください。

すいどう しょう かいし げつ かい すいどうりょうきん しはら げつ
水道の使用を開始すると、2か月に1回、水道料金を支払うことになります。2か月に
かい けんしんいん すいどう けんしん しょうすいりょうなど し わた しょう
1回、検針員が水道メーターを検針し、「使用水量等のお知らせ」をお渡ししますので、使用
すいりょう かくにん
水量を確認してください。

すいどう あたら ひ かいぞう こうけい おお ぼあい すいどうかにゆうぶんたんきん しはら
水道を新しく引いたり、改造で口径を大きくしたりする場合は、水道加入分担金を支払
うことになります。

げすいどう りょう ぼあい しょうりょう げつ かい げすいどうしょうりょう しはら
下水道を利用している場合、その使用料も2か月に1回、下水道使用料を支払うこと
になります。

すいどうりょうきん げすいどうしょうりょうきん しはら のうふせい こうざふりかえせい のうふせい
水道料金・下水道使用料金の支払いは、納付制と口座振替制があります。納付制は、
のうふしょ じさん しやくしょ きんゆうきかん コンビニエンスストアで支払います。口座振替制は、
きんゆうきかん よきんこうざ じどうてき ひ おお すいどうりょうきん こうざふりかえ しはら
金融機関の預金口座から自動的に引き落とされるものです。水道料金を口座振替でお支払
ひと げすいどうしょうりょうきん おな こうざ しはら
いいただいている人は、下水道使用料金も同じ口座からお支払いいただくことになります。

べんり こうざふりかえ りょう こうざふりかえ りょう もう こ ひつよう
便利な口座振替をぜひご利用ください。口座振替を利用するには、申し込みが必要です。
もうしこみようし しやくしすいどうか しない きんゆうきかん まどぐち こうざふりかえ ゆうびんきょく
申込用紙は、市役所水道課と市内の金融機関の窓口にあります。口座振替は郵便局でも
りょう よちよきんつうちょう つうちょう しょう いんかん のうふしょ きんゆうきかん し
利用できます。預貯金通帳と通帳に使用している印鑑、納付書を持って、金融機関か市
やくしすいどうか もう こ
役所水道課で申し込んでください。

といれ だいどころ といれ っとペー ーがい てんぶらあぶら たおる ながす
トイレや台所からトイレトペーパー以外のもの(天ぶら油、タオルなど)を流すと、
げすいどう こしょう なが
下水道が故障するため、流さないでください。



7 自来水（水道科 TEL: 2 3 - 3 5 3 2）

下水道（下水道科 TEL: 2 3 - 3 5 2 5）

开通自来水或停用自来水时，都要事先与水道科联系，亲自前往或电话联系均可。

开始使用自来水后，每两个月支付一次水费。每隔两个月，抄表人员会来记录自来水的消费量，并给予一张「使用了水量等的消费通知」，请你确认使用的水量。

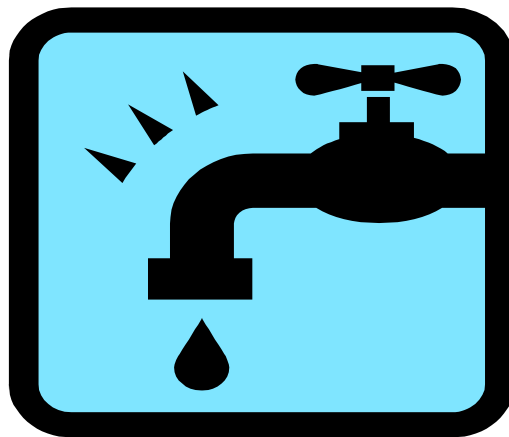
如果要增加新的水道或加大水管的口径，则需要支付自来水增容费。

下水道开通使用后，每两个月都需缴纳一次下水道排污费。

自来水费和下水道排污费的支付分为缴费制和自动转账制两种。缴费制即持有缴费通知单前往市政府以及金融机构、或者 24 小时便利店现金支付。自动转账制即需缴纳的费用直接从您在金融机构的账户中自动扣除。如果自来水费使用了自动转账制缴纳，则下水道排污费也必须使用自动转账制的同一账户缴纳。

建议请尽量选择方便的自动转账方式支付。自动转账方式需要申请，申请表格可在金融机构的柜台或市政府水道科领取。自动转账也可通过邮局账户支付，必须提交存款存折和账户对应的印章和缴费通知书在市水道科或金融机构申请。

如果冲洗从厕所和厨房用过的卫生纸以外的东西（炸过天麸罗的油以及毛巾等）、会使下水道堵塞发生故障、因此、请务必冲洗其他的污物。



8 電話・電気・ガス・NHK受信料

電話 (NTT TEL: 116 携帯電話からは0120-116-000)

新しく電話をつけるときは、NTTに電話してください。

外国人の人へは、通訳アシスタントサービスもあります。

料金は、1か月ごとに請求されます。

携帯電話 (携帯電話販売店等)

携帯電話を使いたいときは、携帯電話販売店等で購入してください。

料金や支払い方法は、販売店等に問い合わせてください。



電気 (中部電力パワーグリッド(株)田原サービスステーション TEL: 0120-988-328)

電気を使いたいときは、家主か不動産会社にどうすればいいか、問い合わせてください。

自分で申し込む場合は、中部電力パワーグリッド(株)に連絡してください。

料金は、1か月ごとに請求されます。

ガス (都市ガス・プロパンガス販売店等)

ガスを使いたいときは、家主か不動産会社にどうすればいいか、

問い合わせてください。

自分で申し込む場合は、直接販売店等に連絡してください。

料金や支払い方法は、販売店等に問い合わせてください。



NHK受信料 (NHKふれあいセンター TEL: 0570-077-077)

NHKは公共放送です。テレビを持っている人は、必ず受信料を支払わなければいけないことになっています。契約手続きや支払い方法などは、NHKに問い合わせてください。

・NHK受信料情報 (多言語)

<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>



8 电话・电力・天然气・NHK收视费

电话（NTT TEL: 116 通过手机拨打为 0120-116-000）

需新安装电话时，请与NTT电话局联系。

对外国人提供电话语音翻译服务。

电话费每月支付一次。

移动电话「手机」（移动电话贩卖店等）

需使用移动电话，请前往移动电话贩卖店购买。

付款方式和费用请向移动电话贩卖店咨询。



电力中部电力パワーグリッド（股份）公司田原服务站 TEL: 0120-988-328）

如果想使用电，应该与业主或不动产公司询问如何办理。如果想自己申请，请直接与中部电力パワーグリッド（股份）公司联系。

电费为每个月缴纳一次。

天然气（城市天然气・灌装液化气贩卖店等）

如果想使用天然气，应该与业主或不动产公司询问如何办理。如果想自己申请，请直接与贩卖店联系。

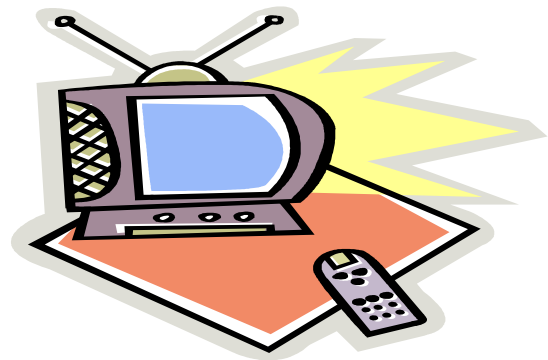
付款方式和费用请向贩卖店咨询。

NHK收视费（NHK热线电话中心 TEL: 0570-077-077）

NHK是公共广播机构。所有电视用户均必须缴纳收视费用。契约手续以及费用的付款方式请向NHK电视台询问。

・NHK收视费信息（多国语言）

<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>



9 国民健康保険 (保険年金課 TEL: 23-2149)

日本では、必ず健康保険に入らなければいけません。職場の健康保険に入っている人やその扶養家族、生活保護を受けている人以外は国民健康保険に入ります。

国民健康保険に「入るとき」、「やめるとき」は、窓口に届け出てください。届け出が遅れると、その間、保険が使えませんが、突然のけがや病気のときに、医療費を全額支払わなければならない場合もあります。

国民健康保険税は、入る手続きが遅れても、入るべきときからの税額を支払うことになります。

国民健康保険に入ると、保険証がもらえます。病院などにかかるときは、保険証を持っていきます。保険証を使うことで、医療費の負担が30%以内になります。このほかに、出産したときや死亡したとき、医療費がたかさんになったときなど、届け出により給付が受けられるときがあります。

国民健康保険に入っている人で40歳から74歳までの人は、メタボリックシンドロームの予防と早期発見を目的とした特定健診を無料で受けられます。



◇国民健康保険の手続き◇

国民健康保険に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
入国したとき または、ほかの市町村から転入してきたとき	・パスポート (入国の場合)
職場の健康保険をやめたとき または、扶養家族でなくなったとき	・健康保険資格喪失証明書 (連絡票) など ・マイナンバーと本人確認できるもの
子どもが生まれたとき	・マイナンバーと本人確認できるもの
3か月以上の在留資格がある人で、住民登録をしたとき	・在留カード ・パスポート ・マイナンバーと本人確認できるもの
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止通知書 ・マイナンバーと本人確認できるもの



9 国民健康保险（保险年金科 TEL: 23-2149）

在日本任何人都必须加入国民健康保险。除本人和本人家属加入了公司健康保险，或者领取了生活保障金的人之外，其他所有的人都要加入国民健康保险。

无论是加入国民健康保险或是退出时，都必须到国民保险年金科办理申请手续。如果申请晚了的话，就不能使用保险。因此、在此期间，如果发生意外受伤或突发急病时，就要自己支付全部费用。

国民健康保险税的收取是从你投保的那一刻算起，即使是办理手续的日期超过规定的日期，也要支付超过日期税金。

加入了国民健康保险，就可取得保险证。如果去医院接受治疗时，需携带并出示保险证。使用了健康保险证，自己只负担不超过30%的医疗费。除此以外，出现一些生老病死这样要花费大量医疗费用的情况时，可以通过向国民健康保险机构提出申请可获得部分退款。

加入了国民健康保险的人员、从40岁到74岁可免费接受为了早期发现和预防代谢综合症的特定健康检查。

◇国民健康保险手续◇

加入国民健康保险时



以下情况之一	手续所需材料
入境时 或者从其他市町村迁入时	• 护照（入国时）
退出公司的健康保险时 或者失去了扶养家属资格时	• 失去了健康保险资格证明书的（通知书）等 • 个人编号卡以及能确认本人的证件
孩子出生时	• 个人编号卡以及能确认本人的证件
取得了在日本逗留三个月以上资格、办理了居民登记者	• 在留卡（或者外国人登录证） • 护照 • 个人编号卡以及能确认本人的证件
不能接受生活保障时	• 保障废止通知书 • 个人编号卡以及能确认本人的证件

こくみんけんこうほけん
国民健康保険をやめるとき

こんなとき	てつづ ひつよう 手続きに必要なもの
しゅつこく 出国するとき ほかのしちょうそん てんしゅつ ほかの市町村に転出するとき	ほけんしょう ・保険証
しよくば けんこうほけん はい 職場の健康保険に入ったとき または、ふようかぞく または、扶養家族になったとき	こくみんけんこうほけんしょう ・国民健康保険証 しよくば けんこうほけんしょう ・職場の健康保険証 まいなんばんーほんにんかくにん ・マイナンバーと本人確認できるもの
しばう 死亡したとき	ほけんしょう ・保険証 かいそうれいじょう ・会葬礼状 もしゅ かた よきんつうちょう ・喪主の方の預金通帳
がいこくじん かにゅうしかく 外国人の加入資格がなくなったとき	ほけんしょう ・保険証 ざいりゅうかーど ・在留カード

へんこう
変更があったとき

こんなとき	てつづ ひつよう 手続きに必要なもの
しな い じゅうしょ か 市内で住所が変わったとき	ほけんしょう ・保険証
せたいぬし しめい か 世帯主や氏名が変わったとき	
せたい わ 世帯が分かれたときや一緒になったとき	
ほけんしょう な やぶ 保険証を無くしたり、破れたりしたとき	みぶん しょうめい ・身分を証明するもの やぶ ほけんしょう ・破れたりした保険証
しゅうがく ほか しちょうそん てんしゅつ 就学で他の市町村に転出するとき	ほけんしょう ・保険証 ざいがくしょうめいしょ がくせいしょう ・在学証明書または学生証



退出国民健康保险时

以下情况之一	手续所需材料
从日本出境时 或者迁往其他的市町村时	<ul style="list-style-type: none"> • 保险证
加入了公司的健康保险时 或者获得了抚养家属的资格时	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保险证 • 公司的健康保险证 • 个人编号卡以及能确认本人的证件
死亡时	<ul style="list-style-type: none"> • 保险证 • 殡仪凭证 • 死亡者的存折
外国人失去了加入资格时	<ul style="list-style-type: none"> • 保险证 • 在留卡（或者外国人登录证）

有变更时

以下情况之一	手续所需材料
在市内的住所有变更时	<ul style="list-style-type: none"> • 保险证
户主或者姓名有变更时	
与户主分居或者同居时	
保险证的丢失或者破损时	<ul style="list-style-type: none"> • 能够证明身分的证件 • 破损的保险证
因升学前往其他的市町村时	<ul style="list-style-type: none"> • 保险证 • 在学证明书或者学生证



外国人の加入資格

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。外国人の人でも、市町村に住所があると認められた75歳以上の人は、被保険者となります（強制適用）。ただし、在留期間3ヶ月以下の短期滞在者は含まれません。また、一定の障害（身体障害者手帳1～3級など）がある65歳から74歳までの人でも、加入を希望される場合は申請により加入することができます。

保険料

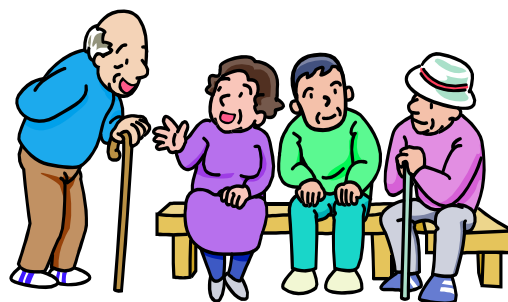
後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を支払います。保険料は、被保険者1人あたりで決められる「均等割」と、被保険者の所得に応じて決められる「所得割」を合計して計算されます。

・「被扶養者」であった人の軽減措置

全国健康保険協会 管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などの「被扶養者」であった人（自分で保険料を払っていなかった人）には、保険料が軽減される制度があります。

・所得の低い人の軽減措置

所得の低い人には、保険料が軽減される制度があります。



保険料の払い方

①特別徴収

年金が年額18万円以上の人の場合は、保険料は、年金からの天引きとなります。年金から天引きで支払われる後期高齢者保険料と介護保険料を合わせた金額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金から天引きとなりません。

特別徴収の対象となる人のうち、希望する人は、銀行などの口座から支払うことができます。口座振替による支払いをするには、手続きが必要です。手続きに必要なものなどは、お問い合わせください。

②普通徴収

特別徴収による支払いではない人は、口座振替または納付書により、市が指定する銀行などの窓口で支払います。支払いには、口座振替をご利用ください。口座振替制度とは、金融機関があなたにかわって、預貯金口座から各納期限に、自動的に振り替えて納付する制度です。この制度を利用するには手続きが必要です。手続きに必要なものなどは、お問い合わせください。

外国人加入的资格

后期高龄者医疗制度是为高龄者能够继续安心、享受医疗的保障制度。只要具有获得了市、町、村认定的固定地址75岁以上的老人、即使是外国人也属于保险的对象（属于强制性）。但是、不包括在留期间3个月以下的短期逗留者。

另外、有一定的身体残疾者（持有1~3级身体残疾证明手册）65岁以上74岁以下的人员、希望加入时、可向有关部门提出申请。

保险费用

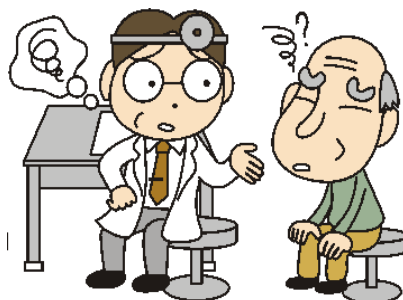
参加了后期高龄者医疗制度的所有被保险人都要缴纳保险费。保险费是由被保险人平均每人应缴部分的「均等分配额」加上根据被保险人收入的征税所得额的「所得分配额」来计算，向每个保险者征收。

• 「被扶养者」的人员的保险费减免制度

加入了全国健康保险协会管掌健康保险、组合管掌健康保险、船员保险、共济组合等「被扶养者」的人（自己没有缴纳保险费的保险人员），属于后期高龄者医疗制度减免的对象。

• 低收入者保险费减免制度

低收入的人员属于后期高龄者医疗制度减免的对象。



保险费的缴纳

① 特别征收

年金超过1.8万日元时，保险费将从年金中自动扣除。如果后期高龄者保险费与介护保险费合计金额超过年金总额的一半，则保险费不会从年金中自动扣除。

可从年金中自动扣除的特别征收的对象，建议尽量用从银行等账户直接转账的付款方式。转账支付需要办理相关手续，办理手续的程序请向金融机构咨询。

② 普通征收

非特别征收的情况，可采用转账支付或根据缴纳书在市政府指定的金融机构等柜台现金支付。建议缴纳保险费请尽量使用转账支付。转账支付制度即通过你所拥有的金融机构的账户于缴费期限日自动转账的制度。使用这个制度必须事先办理手续，手续所需材料请向有关部门自行咨询。

1 1 障がい者福祉・児童福祉・福祉医療

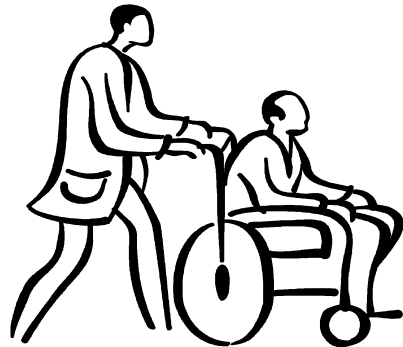
障がい者福祉（地域福祉課 TEL: 23-3697）

心身に障がいのある人に、その種類や程度に応じ、手帳を交付しています。

体が不自由な人は、身体障害者手帳を受け取ることができます。知的な発達が遅れている人は、療育手帳を受け取ることができます。心の病で、普段の生活や社会での生活に不自由なところがある人は、精神障害者保健福祉手帳を受け取ることができます。

手帳を受け取るには、手続きが必要です。

手帳を持っていると、いろいろな制度を使うことができます。



児童福祉（子育て支援課 TEL: 23-3513）

中学生までの子どもを育てている家庭は、児童手当を受け取ることができます。

18歳になる前の子どもがいて、父親や母親がいなかったり重い障がいがあったりするときに、児童扶養手当を受け取ることができます。

20歳になる前の子どもが精神か体に中程度以上の障がいがある場合は、特別児童扶養手当を受け取ることができます。

手当を受け取るには、手続きが必要です。

ただし、所得の高い家庭では、受け取ることができない場合があります。

福祉医療（保険年金課 TEL: 23-3514）

田原市に住所のある人で、生活保護を受けていない、①子ども、②障がい者、③母子（父子）家庭等、④精神障がい者、⑤高齢者、に該当する人が、医療費の助成が受けられる制度です。

対象となる人は、無料で、医療機関等での診療が受けられます。

精神障がいの治療のために入院している人や精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている人は、医療費の助成を受けられる場合があります。

助成を受けるには、手続きが必要です。対象となる人の詳細や、手続きに必要なものなどは、お問い合わせください。

1 1 残疾人福利・儿童福利・福利医疗

残疾人福利（地区福利科 TEL: 2 3 - 3 6 9 7）

根据身残智障者的类型和程度，会被颁发给一本残疾人士证明手册。

身体活动不便者，获得身体障碍者手册。智力障碍者，获得療育手册。有心理疾病者在日常生活中和社会上无法自理者，会获得精神障碍者保健福利手册。

获得手册需要办理相关的手续。

领取了手册就能享受各种制度的福利。



儿童福利（育儿支援科 TEL: 2 3 - 3 5 1 3）

抚养孩子的家庭可以领取子女补贴，直到初中毕业。

失去父母一方或者父母有严重残疾的儿童可以领取子女补贴，直到 1 8 周岁。

2 0 岁以下未成年者在身体或精神上有中度以上障碍者，还可以领取特别儿童抚养补贴。

领取补贴需要办理手续。

但是，高收入的家庭可能无法获得补贴。

福利医疗（保险年金科 TEL: 2 3 - 3 5 1 4）

居住在田原市的居民、有固定的地址。没有接受生活保障金者属于以下情况者①拥有孩子、②残障人士、③母子（父子）单亲家庭等、④精神障碍者、⑤高龄者等都可以领取医疗费补助。

上述对象可以在医疗机构免费接受治疗。

由于治疗而住院的精神障碍者或者持有精神障碍者保健福祉手册 1, 2 级的人士根据有关规定，有时可能领取医疗费补助。

领取补助金需要办理相关手续。所属福利对象的详细条件，手续必备的材料等情况请向有关部门咨询。

12 介護保険（高齢福祉課「東三河広域連合介護保険課田原窓口」TEL：23-3217）

介護保険制度は、年をとった人の介護を家族だけでなく、社会全体で支えるための制度です。寝たきりや認知症などで介護が必要になったときや日常生活で支援が必要な状態になったとき、認定を経て介護サービスが受けられます。

加入対象者

住民登録をしている人で、40歳以上の人です。

次の①の人と②の人では、保険料の払い方やサービスを受ける条件が異なります。

① 65歳以上の人

② 40歳以上65歳未満で、

日本の公的医療保険に加入している人



保険料の払い方

① 65歳以上の人

所得に応じて保険料を支払います。

・特別徴収

年金額が年額18万円以上の方は、保険料は年金からの天引きとなります。

・普通徴収

特別徴収による支払でない人は、口座振替または納付書により東三河広域連合が指定する銀行・コンビニなどの窓口で支払します。

② 40歳以上65歳未満で、日本の公的医療保険に加入している人

給料や所得などに応じて保険料を支払います。加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

介護サービスを受けるとき

介護サービスを受けるには、要介護認定（どのくらいの助けが必要か決めること）を受けなければいけません。その後、決まった金額のなかで、介護サービスを受けることができます。介護が必要になったときは、相談してください。

1 2 介护保险（高龄福利科 「东三河广域连合介护保险科田原窗口」 TEL：2 3 - 3 2 1 7）

介护保险制度不仅是家庭成员之间对老年人的护理，还包括全社会共同承担护理的保险制度。对于长期卧床不起、痴呆症等需要护理或者日常生活中需要援助时，经过有关部门批准、可以使用该项护理服务。

面向外国人的加入对象

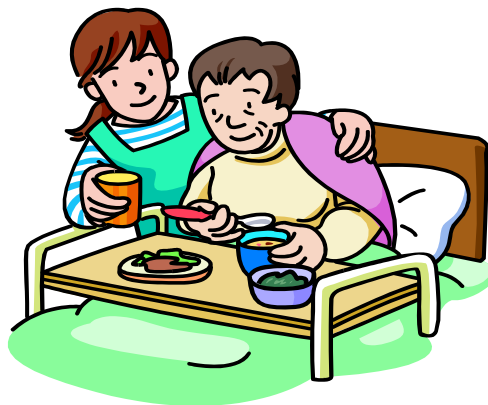
办理了居民登记 4 0 周岁以上的外国人。

以下情况①与情况②，保险费的支付与所接受的条件有所不同。

① 6 5 岁以上者

② 4 0 岁以上 6 5 岁以下，

加入了日本国家医疗保险者



保险费支付的方法

① 6 5 岁以上者

根据所得收入缴纳保险费。

· 特别征收

年金超过 1 8 万日元的人，保险费将从年金中自动扣除。

· 普通征收

非特别征收的情况，可采用转账支付或根据缴纳书前往东三河广域连合范围的市政府指定的金融机构等柜台现金支付。

② 4 0 岁以上 6 5 岁以下，加入了日本国家医疗保险者

根据工资和所得收入缴纳保险费。与自己加入的医疗保险一起缴纳保险费。

接受护理服务时

接受护理服务前，必须经过有关部门的认定（需要何种程度的护理援助）。然后，在规定的金额中，接受护理服务。需要申请护理时，请向有关部门咨询。

13 国民年金（保険年金課 TEL: 23-2149）

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に入ることになります。入ってから、月々の保険料を支払わなければいけません。外国籍の人と同じです。

年金は、年をとったときや障害者になったときに、収入を得るための保険です。勤め先で厚生年金に入っていれば、市役所に届け出る必要はありません。

年金を受け取る前に死亡したときには、保険料を納めた期間により、一時金が支給されます。また、6か月以上保険料を納めた外国籍の人が途中で帰国するときには、脱退一時金を請求することができます。

国民年金の手続き

こんなとき	手続きに必要なもの
入国したとき	本人確認できるもの・パスポート
会社等を退職したとき	年金手帳または、基礎年金番号通知書、退職日を 確認できる書類 ・マイナンバーと本人確認できるもの
配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳または、基礎年金番号通知書、扶養から はずれたことを確認できる書類、マイナンバーと 本人確認できるもの
年金手帳または、基礎年金番号 通知書を無くしたとき	マイナンバーと本人確認できるもの 会社の厚生年金に入っている人は会社に相談し て下さい。
20歳になったとき	マイナンバーと本人確認できるもの

「年金手帳」・「基礎年金番号通知書」は大切に

年金手帳または、基礎年金番号通知書は、国民年金の手続きを行った被保険者に送られます。記載された基礎年金番号は、将来、皆さんが年金を受け取るときや脱退一時金の請求に必要なしますので、大切に保管してください



1 3 国民年金（保险年金科 TEL：2 3 - 2 1 4 9）

现居住在日本的 2 0 岁以上 6 0 岁以下的人都可以加入国民年金。加入以后，每个月都必须缴纳保险费，外籍人员也一样。

年金是年老后或者身体伤残时可以得到一定收入的保险。如果在工作单位就加入了厚生年金，则不必再到市政府加入。

在领取年金之前死亡时，根据缴纳保险费的时间长短，将一次性获得一笔金额。还有，对于缴纳了 6 个月以上保险费的外籍人员，因其回国中途退保时，可申请一次性的退保金。

办理国民年金的手续

以下情况之一	手续所需材料
入国时	能确认本人的证件・护照
在公司等退职时	年金手册、或者基础年金号码通知书、 可以证明退职日期的证件 ・个人编号卡以及能确认本人的证件
失去了配偶的扶养资格时	年金手册、或者基础年金号码通知书 已失去配偶扶养资格的证件 个人编号卡以及能确认本人的证件
丢失了国民年金手册或者基础年金号码通知书时、	个人编号卡以及能证明身份的证件 加入了公司厚生年金的人员可向公司咨询
20 岁时	个人编号卡以及能确认本人的证件

「年金手册」・「基础年金号码通知书」请务必妥善保管

年金手册或者基础年金号码通知书是办理了国民年金的手续成为被保险者时，获得的证明书、此书邮寄于本人。记载了基础年金号码和加入国民年金的日期，将来大家在领取年金时或者需要中途退保时必须出示手册，确认手册所记载的加入国民年金的日期等，所以请一定妥善保管。如果丢失时，请立即向保险年金科报告。



保険料の免除

保険料の支払いが難しい場合は、保険料が免除される制度があります。免除を受けるには、申請が必要です。

・申請免除

経済的な理由などで、保険料の支払いが難しい人で、本人、配偶者、世帯主の所得が基準額以下の場合は、認められると、保険料が免除されます。

全額免除…保険料が全額免除されます。

4分の3免除…保険料の4分の3が免除されます。

半額免除…保険料の半額が免除されます。

4分の1免除…保険料の4分の1が免除されます。

・法定免除

障害年金などを受給している人や、生活保護を受けている人が対象です。免除を受けるには、申請が必要です。

・学生納付特例制度

本人の所得が基準額以下の学生が対象です。学生証を持って申請して下さい。申請後、認められると、保険料の納付が猶予されます。

・納付猶予制度

50歳未満の本人と配偶者の所得が基準以下の場合が対象です。申請後、認められると、保険料の納付が猶予されます。



保险费的减免

对缴纳保险费有困难时，设有保险费的减免制度。享受减免制度，必须事先提出申请。

▪ 申请减免

由于经济上的原因，缴纳保险费有困难者可成为减免的对象。本人和配偶以及户主收入所得在基准金额以下，并得到有关部门的批准，可得到保险费的减免。

全額减免制度…保险费全額免除的制度。

四分之三减免制度…保险费减免四分之三的制度。

半价减免制度…保险费减免一半的制度。

四分之一减免制度…保险费减免四分之一的制度。

▪ 法定减免

以领取了残障年金等的人员，或者接受了生活保障者为对象。如果需要获得减免，则必须提出申请。

▪ 学生缴纳特例制度

以本人所得收入在基准金额以下的学生为对象。请携带学生证向有关部门提出申请，获得批准，保险费可缓期缴纳。

▪ 缴纳制度・缓期缴纳制度

以50岁以下的本人或配偶的所得收入在基准金额以下者为对象。申请后，获得批准，保险费可缓期缴纳。



14 妊娠したら

母子健康手帳（親子交流館）〔すくっと〕 TEL: 23-1510)

妊娠届出書の発行を受けた人は、手続きしてください。手続きすると、母子健康手帳がもらえます。妊婦健康診査受診票の手続きも合わせてしてください。

母子健康手帳は、妊娠の経過・出産状況やお子さんの発育、発達、予防接種などを記録するものです。妊婦さんとお子さんの健康のために必要なことが書いてありますので、受け取ったら必ず読み、大切に保管してください。

受付時間	8:30～17:00
やす 休み	水曜日（水曜日が祝日の場合は、その翌平日）・12月28日～1月4日
受付場所	親子交流館〔すくっと〕 ※あつみライフランド（土日祝日は除く）

健康診査（健康課） TEL: 23-3515)

・妊産婦・乳児健康診査

妊産婦・乳児健康診査の費用の一部が助成されます。健康診査を受けるときは、妊産婦・乳児健康診査受診票が必要です。母子健康手帳を受け取るときに、合わせて手続きしてください。健康診査は、各医療機関・助産所などで受診してください。

・妊婦（産婦）歯科健診

市内の歯科医療機関で受診してください。

・新生児聴覚検査

令和2年4月1日以降に妊娠届を提出された方を対象に、新生児聴覚検査受診票を交付します。生後4週までの新生児を対象に、検査の費用の一部助成が受けられます。出産された医療機関等にご相談ください。



1 4 妊娠（健康科 TEL: 2 3 - 3 5 1 5）

母子健康手册（亲子交流馆〔すくっと〕 TEL: 2 3 - 1 5 1 0）

如果收到了确知自己怀孕的妊娠登记表，请办理登记手续。办理手续之后，将获得母子健康手册，同时也请办理领取孕妇健康检查受诊票的手续。

母子健康手册记录了怀孕的经过、分娩的状况、幼儿的健康发育状况以及疫苗接种等的情况。此外，该手册还收录了关于孕妇和新生儿护理方面需要注意的地方，请务必认真参阅并妥善保管。

受理时间	8:30~17:00
休息	星期三（如果星期三是节假日的话、改为次日的平日） 12月28日~1月4日
受理地点	亲自交流馆〔すくっと〕 ※渥美长寿乐园（星期六、星期天、节假日除外）

健康检查（健康科 TEL: 2 3 - 3 5 1 5）

▪ 孕产妇以及新生儿健康检查

孕产妇、新生儿健康检查的费用一部分来自于政府的补助。在接受健康检查时、需要孕产妇、新生儿健康检查受诊票。请在办理母子健康手册同时办理领取孕妇健康受诊票的手续。

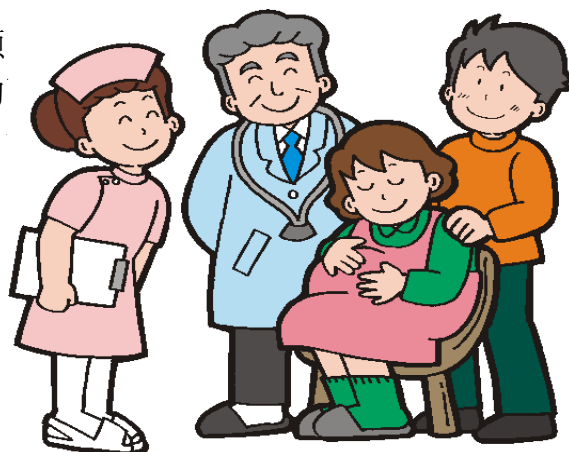
各大医疗机构及助产所等都可接受健康检查。

▪ 孕妇（产妇）牙科检查

请在市内牙科医疗机构接受健康检查。

▪ 新生儿的听觉检查

以令和2年4月1日以后登记的孕妇为对象办理领新生儿听觉检查的受诊票。以在生后的4周之前的新生儿作为对象，可领取一部分检查费用的补助。向分娩的医疗机构咨询



にんしんちゆう う きょうしつ おやここうりゅうかん
妊娠中に受けられる教室 (親子交流館 すくっと TEL:23-1510)

さんか じぜん もう こ にちじ かいじょう ほしけんこうが いど み
参加するときは事前に申し込んでください。日時や会場は、母子健康ガイドを見るかお
といあわ
問合せください。

- ・ にんぶ ぐらす
妊婦さんのためのおっぱいクラス
- ・ ぼ ぼ しゅっさんじゅんびくらす
パパのための出産準備クラス
- ・ ぶ れままくっきんぐさろん
プレママクッキングサロン

にんぶ ほうもん おやここうりゅうかん
こんにちは妊婦さん訪問 (親子交流館 すくっと TEL:23-1510)

はじ しゅっさん にんぶ たく まま さ ぽー たー ほけんしなど かていほうもん おこな
初めて出産する妊婦さんのお宅へ、ママサポーター (保健師等) が家庭訪問を
ほうもん さい でんわ うかが
します。訪問する際にはお電話してから伺います。

にんしん しゅっさん こそだ そうごうそうだんまどぐち
「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」

そうだんせんようでんわ
相談専用電話 23-1520

ごぜん 8:30 ~ ごご 5:00 すいようび すいようび しゅくじつ ぼあい よくじつ ねんまつねんし のぞ
午前8:30~午後5:00 水曜日 (水曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始は除く

まま さ ぽー たー ほけんしなど こそだ ほいくし おう
ママサポーター (保健師等) または子育てコンシェルジュ (保育士) が応じます。

なや
こんなことに悩んでいませんか？

- ・ にんしん こま
妊娠したけど困った
- ・ しゅっさんまえ しゅっさんご てつだ ひと
出産前や出産後に手伝ってくれる人がいない
- ・ いくじほうほう
育児方法がわからない
- ・ ふうふ かんけい なや
夫婦の関係に悩んでいる
- ・ そうだん ひと
相談する人がいない



设有妊娠中的学习班（亲子交流馆〔すくっと〕 TEL: 23-1510）

希望参加者请事先报名、有关日期和会场、请参阅母子健康指南或者咨询。

- 面向孕妇举办的乳房学习班
- 面向爸爸举办为出生的新生儿做准备的学习班
- 准妈妈烹调学习班

你好 孕妇的家庭访问 （亲子交流馆 すくっと TEL: 23-1510）

由妈妈的支援者（保健师等）登门去第一次生孩子的孕妇家进行访问。在访问之前、会电话联系之后、再登门访问。

「妊娠・分娩・育儿综合咨询窗口」

咨询专用电话 23-1520

上午8:30~下午5:00 除星期三（如果星期三是节假日时为次日）、年初年末外
由妈妈的支援者（保健师等）或者育儿专业人员（保育士）进行咨询。

是否有这样的烦恼？

- 怀孕了感到困惑与不安
- 产前和产后没人帮忙
- 不知怎样抚养孩子
- 夫妻关系有烦恼
- 没有可商量的人



15 あか ちゃんが う まれたら

しみんか てつづ しみんか
市民課での手続き（市民課 TEL: 23-3511）

にほんこくない こ どもが う まれたら、 う まれた ばしょ す ちいき、または にほんじん おや ほんせき
日本国内で子どもが生まれたら、生まれた場所か住んでいる地域、または日本人の親の本籍の
ある（両親ともにがいにくじんの場合は、おや じゅうみんとうろく しちょうそん しやくしよ とどで
さい。届出は、生まれた日を含めて14日以内に父親か母親が行ってください。

にほん ほうりつ がいにくせき りょうしん こ どもは、 にほん う にほんこくせき
日本の法律では、外国籍の両親の子どもは、日本で生まれても日本国籍はとれません。
そのため、 しゅっしょうとどけ ていしゅつ あと ひ つづ にほんこくない す つづ
0日以内に ざいりゅうきよか しんせい にゆうこくかんりきよく おこな
に在留許可申請を入国管理局で行ってください。

とど で ひつよう 届け出に必要なもの

- ・ しゅっしょうとどけしよ しやくしよ びょういん
出生届書（市役所か病院でもらえます。）
- ・ しゅっしょうしやうめいしよ しゅっしょうとどけ つ いし じよさんし きにゆう
出生証明書（出生届に付いています。医師または助産師に記入してもらいます。）
- ・ ぼ しけんこうてちやう ひと
母子健康手帳（ある人のみ）
- ・ いんかん がいにくせき ひと いんかん ひと しよめい さいん か
印鑑（外国籍の人で印鑑のない人は、署名（サイン）で可）

ほけんねんきんか てつづ ほけんねんきんか
保険年金課での手続き（保険年金課 TEL: 23-2149）

- ・ こくみんけんこうほけん はい ひと
国民健康保険に入っている人
あか こくみんけんこうほけんしやう わた
赤ちゃんの国民健康保険証をお渡しします。
- ・ こ いりやうひじゆきゆうしやしやう
子ども医療費受給者証
こ いりやうひじゆきゆうしやしやうこうふ てつづ ひつよう
子ども医療費受給者証交付の手続きが必要です。

こそだ しえんか てつづ こそだ しえんか
子育て支援課での手続き（子育て支援課 TEL: 23-3513）

じどうてあて てつづ
児童手当の手続きをしてください。

かくしゆけんしん きやうしつ けんこうか
各種健診、教室など（健康課 TEL: 23-3515）

（親子交流館（すくっと） TEL: 23-1510）

けんこうしんさ きやうしつ そうだん おこな
健康診査や教室、相談を行っています。



15 新生儿出生

市民科办理的事宜（市民科 TEL: 23-3511）

在日本国内出生的新生儿，请在出生地或居住地以及拥有日本籍的父母的原籍（如果双亲均为外国籍，则在所属的居民登记的登记地）所在地的市政府办理登记。请父亲或者母亲在出生之日起14天之内办理申报手续。

按照日本法律，双亲均为外国国籍的新生儿，即使在日本出生也不能获得日本国籍。因此，办理了新生儿出生手续之后，希望继续居住日本时、应在出生之日起三十日之内前往入国管理局办理申请在留许可手续。

办理出生申报手续所需要的材料

- 出生登记申请书（可在市役所或者医院领取）
- 出生证明书（出生登记申请中附带，请医生或者助产师记载。）
- 母子健康手册（仅限持有者）
- 印章（没有印章的外籍人员（签名）也可以）

保险年金科办理的事宜（保险年金科 TEL: 23-2149）

- 已经加入了国民健康保险的人员
会发给新生儿国民健康保险证。
- 儿童医疗费领取者的证书
需办理有关手续才能拿到儿童医疗费领取证。



育儿支援科办理的事宜（育儿支援科 TEL: 23-3513）

办理儿童补贴手续。

设有各种讲座等（健康科 TEL: 23-3515）

（亲子交流馆（すくっと） TEL: 23-1510）

进行各种健康检查以及讲座咨询等。

16 母子保健事業

(健康診査・健康教育・育児相談・予防接種) (健康課 TEL: 23-3515)

各種健康診査・教室など

乳幼児、母子などを対象とした健康診査や教室などを開催しています。

健康診査

対象となる人には通知が届きます。日時や会場は、通知を見るか、お問い合わせください。

- ・妊産婦・乳児健康診査
- ・妊婦歯科健診
- ・4か月児健康診査
- ・1歳児むし歯予防教室
- ・1歳6か月児健康診査
- ・2歳児むし歯予防教室
- ・3歳6か月児健康診査



乳幼児の予防接種 (個別接種)

予防接種は対象年齢が決まっています。対象となる人には通知が届きます。市内の医療機

関で接種してください。

- ・4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)
- ・麻しん・風しん (MR)
- ・日本脳炎
- ・BCG
- ・ポリオ
- ・Hib
- ・小児用肺炎球菌
- ・B型肝炎
- ・水痘
- ・ロタウイルス
- ・おたふくかぜ



※風しん：妊娠を予定または希望している女性や妊婦の夫で、風しんの抗体が低いことの証明があれば、接種費用の一部助成が受けられます。健康課へお問い合わせください。

1 6 母子保健事业

(健康检查・健康教育・育儿咨询・预防接种) (健康科 TEL: 23-3515)

各种健康检查以及讲座等

设有以婴幼儿及母子为对象的健康检查和讲座等。

健康检查

符合的对象将会接到通知，具体的时间和地点请参阅通知或者向有关部门咨询。

- ・ 孕妇孕产妇及婴儿健康检查
- ・ 孕妇牙科检查
- ・ 4 个月婴儿健康检查
- ・ 1 岁婴儿预防蛀牙讲座
- ・ 1 岁零 6 个月婴儿健康检查
- ・ 2 岁婴儿预防蛀牙讲座
- ・ 3 岁或者六个月幼儿健康检查

婴幼儿预防接种（个别接种）

符合预防接种的对象，有规定的年龄范围，属于范围内的对象将会收到通知。请在市内医疗机构接种。

- ・ 4 联疫苗（白喉、百日咳、破伤风、小儿麻痹）
- ・ 麻疹、风疹（MR）
- ・ 日本脑炎
- ・ B C G
- ・ 小儿麻痹
- ・ H i b
- ・ 儿童性肺炎球菌
- ・ 水痘
- ・ B 型肝炎
- ・ 轮状病毒
- ・ 流行性腮腺炎



※风疹:对计划怀孕或者希望怀孕女士的丈夫如持有风疹抗体的证明可领取一部分接种补助。具体事项可向健康科咨询。

がくどうき よぼうせっしゅ こべつせっしゅ 学童期の予防接種（個別接種）

よぼうせっしゅ たいしやうねんれい き たいしやう ひと つうち とど しなひ いりやうき
予防接種は対象年齢が決まっています。対象となる人には通知が届きます。市内の医療機
かん せっしゅ
関で接種してください。

- にほんのうえん
・ 日本脳炎
- しゅこんごう (じふてりあ はしやうふう)
・ 2種混合（ジフテリア、破傷風）
- かんせんしやう しきやうけい よぼう
・ ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

けんこうきやういく 健康教育

けんこうきやういく 健康教育

さんか じぜん もう こ にちじ かいじやう ころほう
参加するときは、事前に申し込んでください。日時や会場は、広報たはらや
けんこう くれんだー み と あ
健幸カレンダーを見るか、お問い合わせください。

- りにゅうしよきやうしつ
・ 離乳食教室
- おやこりやうりきやうしつ
・ 親子料理教室



いくじそうだん 育児相談

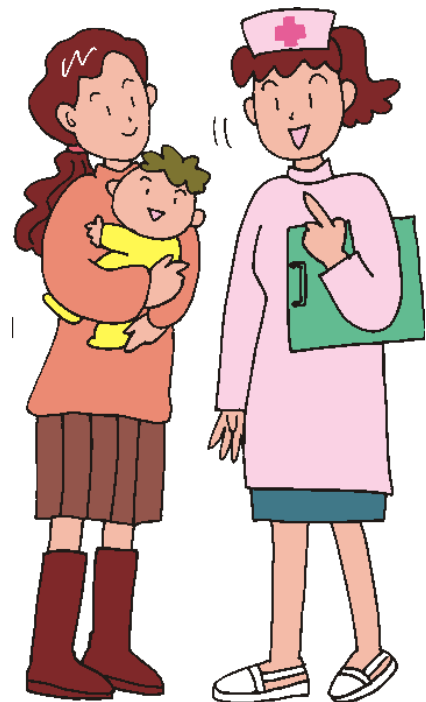
にちじ かいじやう ころほう けんこう くれんだー み と
日時や会場は、広報たはらや健幸カレンダーを見るか、お問
あ
い合わせください。

- いくじそうだん
・ 育児相談
- こ こころ けんこうそうだん
・ 子どもの心の健康相談

かていほうもん 家庭訪問

あか う たく せんもん す たっ ふ かてい
赤ちゃんが産まれたお宅には、専門スタッフが家庭
ほうもん
訪問します。

いがい いくじ かてい こま
それ以外にも、育児や家庭のことで困ったことがあれ
ば相談にのります。お気軽にお電話ください。



学龄期预防接种

符合预防接种的对象，有规定的年龄范围，属于范围内的对象将会收到通知。

请在市内医疗机构接种。

- 日本脑炎
- 2 联疫苗（白喉、破伤风）
- phv 病毒 子宫颈癌预防



健康教育

欲参加者请事先提交申请，具体的时间和地点请参阅田原广报或者健幸月历。也可向有关部门咨询。

- 断奶辅食学
- 亲子烹饪学习班

育儿咨询

具体的时间和地点请参阅田原广报或者健幸月历。

- 育儿咨询
- 儿童心理健康咨询

家庭访问

将派遣专业工作人员上门访问出生的新生儿家庭。除此以外，向育儿以及家庭等方面有方面有烦恼的人士提供咨询服务。

将派遣专业工作人员上门访问。



17 成人保健事業

(健康診査・予防接種・健康教育・健康相談) (健康課 TEL: 23-3515)

各種健康診査・がん検診

会社等で検診の機会のない人を対象とした健康診査やがん検診を行っています。受診料は無料です(一部、有料のものがああります)。対象となる人には、通知が届きます。日時や会場は、通知を見るか、お問い合わせください。受診したい人で通知が届かない場合も、お問い合わせください。対象となる人が調べて、お返事もしくは通知をします。なお、「通知がいない」または「通知がいなくなった」場合もお知らせください。

- 健康応援健診
- 肝炎ウイルス検診
- 成人歯科検診
- 骨粗しょう症検診
- 結核・肺がん検診
- 大腸がん検診
- 胃がん検診
- 乳がん検診
- 子宮頸がん検診
- 前立腺がん検診



予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種(個別接種)

対象となる人には、通知が届きます。日時、会場、接種の際の料金は、通知を見るか、お問い合わせください。

高齢者肺炎球菌予防接種(個別接種)

対象となる人には、通知が届きます。日時、会場、接種の際の料金は、通知を見るか、お問い合わせください。

成人男性風しん抗体検査・第5期予防接種(個別接種)

対象となる人には、通知が届きます。日時、会場、接種の際の料金は、通知を見るか、お問い合わせください。

17 成人保健事业

(健康检查・预防接种・健康教育・健康咨询) (健康科 TEL: 23-3515)

各种健康检查・癌检查

以在企业或者事业单位没机会接受健康检查的人为对象、进行的健康和癌等方面的检查。检查费用为免费、(一部分是要收费) 属于对象者会收到通知。具体时间以及地点、请参阅通知或向有关部门咨询。如果想接受健康检查者没有收到通知时、请向有关部门咨询。有关部门会进一步调查是否属于对象、然后得到明确的答复或者收到通知。另外、「不要通知」或者「不需要通知了」的人、请告知有关部门。

- 有利于健康的体检
- 肝炎病毒检查
- 成人牙齿的检查
- 骨质疏松检查
- 结核・肺癌检查
- 大肠癌检查
- 胃癌检查
- 乳腺癌检查
- 子宫颈癌检查
- 前列腺癌检查



预防接种

老龄者流行性感冒预防接种 (个别接种)

属于对象者会收到通知。具体时间、地点、接种的费用、可参阅通知或者向有关部门咨询。请在市内的医疗机构接种。

老龄者肺炎球菌预防接种 (个别接种)

属于对象者会收到通知。具体时间、地点以及接种的费用、可参阅通知或者向有关部门咨询。

成年人男性风疹抗体检查・第5期预防接种 (个别接种)

属于对象者会收到通知。具体时间、地点、接种的费用、可参阅通知或者向有关部门咨询。

新型^{しんがた}コロナウイルスワクチン^{よほうせっしゅ}予防接種

対象^{たいしょう}となる人^{ひと}には、通知^{つうち}が届^{とど}きます。日時^{にちじ}、会場^{かいじょう}、接種^{せっしゅ}の際^{さい}の料金^{りょうきん}は、通知^{つうち}を見るか、お問い合わせ^{とあ}してください。

健康^{けんこう}教育^{きょういく}

健康^{けんこう}に関する話^{はなし}を聞^ききたいグループは、事前^{じぜん}に申^{もう}し込^こんでください。なお、栄養^{えいよう}や運動^{うんどう}についての教室^{きょうしつ}に参加^{さんか}したい人は、開催日時^{ひと}や会場^{かいじょう}について、広報^{こうほう}たはらや健康^{けんこう}カレンダー^{かれんだー}を見^みるか、お問い合わせ^{とあ}してください。

健康^{けんこう}相談^{そうだん}

心^{こころ}の悩み^{なや}、からだの調子^{ちょうし}、生活習慣^{せいかつしゅうかん}、禁煙方法^{きんえんほうほう}など相談^{そうだん}したいときは、お問い合わせ^{とあ}してください。

月^{げつ}～金曜日^{きんようび}（祝祭日^{しゅくさいじつ}・休日^{きゅうじつ}・年末年始^{ねんまつねんし}を除^{のぞ}く）8:30～17:00

家庭^{かてい}訪問^{ほうもん}

専門^{せんもん}スタッフが各^{かく}ご家庭^{かてい}を訪問^{ほうもん}します。

けっかく ちゅうい 結核^{けっかく}に注意^{ちゅうい}しましょう！

けっかく びょうき ■結核^{けっかく}はどんな病気^{びょうき}？

- ・せきやくしゃみでうつります
- ・感染^{かんせん}しても、発病^{はつびょう}するのは10人^{にん}に1～2人^{にん}です
- ・入院^{にゅういん}しないで治療^{ちりょう}できます
- ・結核^{けっかく}の初期^{しよき}の症状^{しやうじょう}は風邪^{かぜ}とよく似^にています

びょういん ■こんなときは病院^{びょういん}へ

- ・せきが2週間^{しゅうかんじょうつづ}以上^{いじょう}続^{つづ}く・タンが出る^で・発熱^{はつねつ}がある
- ・体^{からだ}がだるい・タンが出る^で・体^{たい}重^{じゅう}が急^{きゅう}に減^へる

けっかく よほう ■結核^{けっかく}の予防^{よほう}のために

- ・1年^{ねん}に1回^{かい}、定期健康診断^{ていきけんこうしんだん}で胸部レントゲン検査^{きょうぶ}を受けましよう
- ・せきが長^{なが}く続^{つづ}くときは、病院^{びょういん}に行^いきましよう
- ・睡眠^{すいみん}を十分^{じゅうぶん}にとり、バランスの良^よい食^{しょく}事^じをしましよう
- ・赤^{あか}ちゃんは、生後^{せいご}5～7か月の間^{げつ}にBCG接種^{あいだ}を受けましよう



预防新冠肺炎病毒疫苗的接种

属于对象者会收到通知。具体时间、地点、接种的费用、可参阅通知或者向有关部门咨询

健康教育

希望了解有关身体健康的咨询团体请事先申请。另外、希望参加有关营养以及有助于健康的运动学习班者、具体时间和地点请参阅田原广告或者健幸月历、也可向有关部门咨询。

健康咨询

希望咨询内心烦恼、身体状况、生活习惯、戒烟方法等方面的情况时、请向有关部门询问。
从星期一～星期五（除节假日・双休日・年初年末） 8：30～17：00

家庭访问

将会派遣专门工作人员上门访问。

请注意结核！

■所谓结核？：

- 通过咳嗽和打喷嚏进行传染
- 即使被感染、发病者为10人中仅有1～2人
- 不需要住院也可治疗
- 结核的初期症状与感冒相似

■以下情况时请立即去医院治疗：

- 持续两周以上咳嗽・咳痰・发烧
- 全身无力・痰不止・体重急剧减少

■为了预防结核

- 1年接受1次定期体检胸部透视检查
- 如果长时间咳嗽不止、请尽快去医院接受检查治疗
- 保持充分休息、合理饮食。
- 婴儿在出生后5～7个月之内、请接受BCG的接种



18 認定こども園・保育園（子育て支援課 TEL: 23-3513）

しょうがっこう ちゅうがっこう がっこうきょういっか
 小学校・中学校（学校教育課 TEL: 23-3679）

認定こども園・保育園（子育て支援課 TEL: 23-3513）

認定こども園・保育園は、両親が働いていたり、病気などにより、家庭で保育できない小学校入学前の子どもを預かる施設です。

保育料は、児童の父母の所得によって異なります。

4月から新しく保育園に入園したい人は、その前の年の10月に、入園手続きをしてください。年度途中の入園もできますが、認定こども園・保育園によっては、すぐに入園できない場合があります。

入園の手続きなどは、お問い合わせください。

施設の種類	施設の名前	問い合わせ
認定こども園	第一保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	野田保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	六連保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	東部保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	中部保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	神戸保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	大草保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	稲場保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	泉保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	清田保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	福江保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	中山保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	小中山保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	伊良湖岬保育園	TEL: 23-3513
認定こども園	蔵王こども園	TEL: 23-0678
認定こども園	田原赤石こども園	TEL: 23-2736
認定こども園	童浦こども園	TEL: 27-8001
認定こども園	あかばねこども園	TEL: 45-2416
保育園	漆田保育園	TEL: 22-0545

しょうがっこう ちゅうがっこう がっこうきょういくか
小学校・中学校（学校教育課 TEL: 23-3679）

にほん さい さい ねんかん ぎ むきょういく しょうがっこう さい さい
日本では、7歳から15歳までの9年間が義務教育です。小学校は7歳から12歳
こ ちゅうがっこう さい さい こ かよ にほん がっこう がつ にち はじ
子ども、中学校は13歳から15歳の子どものかよが通います。日本の学校は、4月1日に始
り、よくとし がつ にち お
翌年3月31日に終わります。

がいこくせき こ にほん ほうりつ にほん がっこう しゅうがく ぎ む にほん
外国籍の子どもは、日本の法律では、日本の学校に就学する義務はありませんが、日本
がっこう はい ぼあい にゅうがく しょうがっこう ちゅうがっこう はい
の学校に入りたい場合は、入学することができます。小学校や中学校に入りたいときは、
がっこうきょういくか とど で
学校教育課に届け出てください。



18 批准的儿童园・保育院（育儿支援科 TEL: 23-3513）

小学・中学（学校教育科 TEL: 23-3679）

批准的儿童园・保育院（育儿支援科 TEL: 23-3513）

批准的儿童园・保育院是因为双亲在职或者父母患病等白天不能照顾小孩的家庭提供保育服务的设施。可一直提供到上小学

根据儿童其父母的收入所得不同保育费的收取也不同。

保育园于每年4月开始招收，欲入园者需在前一年的10月办理入园手续。在年度中途申请入园也可以，但也可能由于批准的儿童园・保育园的各种情况而不能马上入园。

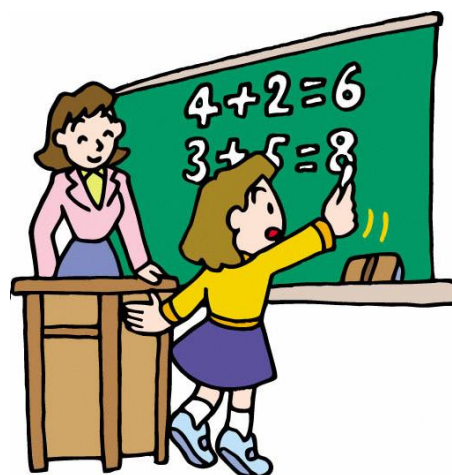
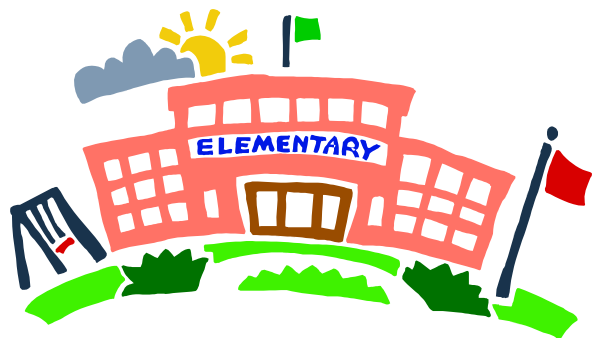
关于入园手续等事项请向有关部门咨询。

施施种类	施施名称	咨询电话
批准的儿童园	第一保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	野田保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	六連保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	東部保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	中部保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	神戸保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	大草保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	稻場保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	泉保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	清田保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	福江保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	中山保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	小中山保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	伊良湖岬保育院	TEL: 23-3513
批准的儿童园	蔵王批准的儿童园	TEL: 23-0678
批准的儿童园	田原赤石批准的儿童园	TEL: 23-2736
批准的儿童园	童浦批准的儿童园	TEL: 27-8001
批准的儿童园	赤羽根批准的儿童园	TEL: 45-2416
保育院	漆田保育院	TEL: 22-0545

小学以及初中（学校教育科 TEL: 23-3679）

日本向7岁至15岁的儿童提供九年义务教育。在此期间7岁至12岁儿童就读小学，13岁至15岁儿童就读初中。日本的学校新学年自4月1日起，于第二年3月31日结束。

按照日本法律，外籍子女并无在日本学校就读的义务，然而希望在日本就读者也可以入学。如果想就读小学或初中者，请向学校教育科提出申请。



19 児童クラブ・放課後子ども教室・児童センター・子育て支援センター・親子交流館
(すくっと)

・児童クラブ・放課後子ども教室 (生涯学習課 TEL: 23-3635)

児童クラブと放課後子ども教室は、小学校1年から6年までの子どもを預かります。

児童クラブは、学校から家に帰っても、保護者が仕事などでいない場合に子どもを預かります。

放課後子ども教室は、保護者が仕事などをしていなくても、子どもを預かります。

申し込み人数が少ない場合は開設しない場合があります。

費用や申し込み方法は、お問い合わせください。

開設日時

- ・月曜日～金曜日…13:30～18:00
- ・8月を除く第2、第4土曜日、夏休み・冬休み・春休み期間中…8:00～18:00

休み

- ・上記以外の土曜日、日曜日、祝日
- ・8月13日～8月16日
- ・12月29日～1月5日

児童クラブ	場所
衣笠児童クラブ	衣笠市民館
東部児童クラブ	田原東部市民館分館
中部児童クラブ	田原中部小学校
童浦児童クラブ	童浦市民館
赤羽根児童クラブ	赤羽根小学校
神戸児童クラブ	神戸市民館
野田児童クラブ	野田小学校
福江児童クラブ	福江市民館
泉児童クラブ	泉市民館
中山児童クラブ	中山市民館



19 儿童托管班・放学后孩子托管中心・儿童馆・育儿支援中心・亲子交流馆 (すくっと)

・儿童托管班・放学后小学生托管中心 (文化生涯学习科 TEL: 23-3635)

儿童托管班和放学后孩子托管中心是寄托小学1年级至6年级儿童的安心场所。

儿童托管班是一个适用于放学后回家因父母工作等原因未能得到照顾的小学1年级至3年级的儿童场所。

放学后孩子托管中心是寄托因父母工作等原因未能得到照顾孩子的安心场所。

如果报名的人数很少的时候、也有可能不召开。

费用及申请方法请咨询有关部门。

开办时间

- ・ 星期一～星期五…13:30～18:00
- ・ 除8月的第2周和第4周的星期六外、暑假・寒假・春假期间…8:00～18:00

休息

- ・ 除以上所记之外，星期六、星期天、节假日
- ・ 8月13号～8月16号
- ・ 12月29号～1月5号



儿童托管班	地点
衣笠儿童托管班	衣笠市民馆
东部儿童托管班	田原东部市民馆分馆
中部儿童托管班	田原中部小学校
童浦儿童托管班	童浦市民馆
赤羽根儿童托管班	赤羽根小学校
神戸儿童托管班	神戸市民馆
野田儿童托管班	野田小学校
福江儿童托管班	福江市民馆
泉儿童托管班	泉市民馆
中山儿童托管班	中山市民馆

ほうかごこ 放課後子ども教室	ばしょ 場所
むつれこうくほうかごこ 六連校区放課後子ども教室	むつれしみんかん 六連市民館
たかまつこうくほうかごこ 高松校区放課後子ども教室	たかまつしみんかん 高松市民館
きよたこうくほうかごこ 清田校区放課後子ども教室	きよたしみんかん 清田市民館
たはらなんぶこうくほうかごこ 田原南部校区放課後子ども教室	たはらなんぶしみんかん 田原南部市民館
いらごみさきこうくほうかごこ 伊良湖岬校区放課後子ども教室	こしおづしゅうらくせんたー 小塩津集落センター
おおくさこうくほうかごこ 大草校区放課後子ども教室	おおくさしみんかん 大草市民館
わかたこうくほうかごこ 若戸校区放課後子ども教室	わかたしみんかん 若戸市民館
かめやまこうくほうかごこ 亀山校区放課後子ども教室	かめやししみんかん 亀山市民館

じどうせんたー
児童センター（子育て支援課 TEL: 23-3513）

じどうせんたーは、こどもたちのあそびばとして、また、ちいさなお子さんとおほごしゃのこうりゅうばとして、りようできます。

ぎょうじいべんともおこなっていますので、あそびにきてください。

りよう
利用できる人

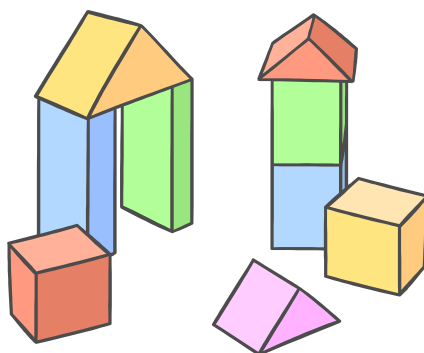
さいから18さいまんのひとなら、だれでもじゆうにりようできます。しょうがっこうにゆうがくまえのこには、かならずおほごしゃがつきそってください。

りよう
利用するとき

りようりようむりようりようもうこひつよういべんとさんかもう
利用料は無料で、利用申し込みは必要ありません。イベントに参加したいときは、申し込みや参加料が必要な場合があります。

たはらじどうせんたー
田原児童センター（TEL: 23-4761）

かいかんじかん 開館時間	10:00～12:00・13:00～17:00
やすみ 休み	げつようび 月曜日・火曜日・ねんまつねんし 年末年始・お盆
ばしょ 場所	たはらちようつきだし 田原町築出25-1



放学后孩子托管中心	地点
六连校区放学后孩子托管中心	六連市民館
高松校区放学后孩子托管中心	高松市民館
清田校区放学后孩子托管中心	清田市民館
田原南部校区放学后孩子托管中心	田原南部市民館
伊良湖岬校区放学后孩子托管中心	小塩津集落中心
大草校区放学后孩子托管中心	大草市民館
若戸校区放学后孩子托管中心	若戸市民館
龟山校区放学后孩子托管中心	龟山市民館

儿童馆（育儿支援科 TEL: 23-3513）

儿童馆是儿童游玩的场所，也是家长携带幼儿来此交流的场所。
请务必参加儿童馆举办的活动。

利用的对象

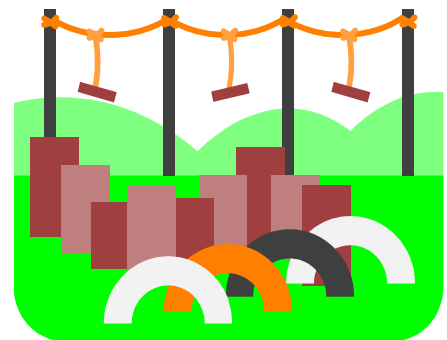
0岁至未满18岁的人均可自由入馆。学龄前儿童必须由家长陪伴。

使用须知

免费使用，也不需要申请。如果要参加举办的活动，需要申请，有时也会收取参加费。

田原儿童中心（TEL: 23-4761）

开馆时间	上午 10:00~12:00・13:00~17:00
休息	星期一・星期二休息・年底年初・盂兰盆会
地点	田原町築出 2 5 - 1



こそだ しえんせんたー こそだ しえんか
 子育て支援センター（子育て支援課 TEL: 23-3513）

こそだ しえんせんたーは、おこさんとほごしや いっしょ あそ ぼしよ こ 子どもを預ける
 ぼしよ 場所ではありません。

こそだ しえんせんたー ほいくし こそだ そうだん おう
 子育て支援センターには、保育士がいますので、子育て相談に応じることができます。

りよう ひと
 利用できる人

おおむ さいみまん こ ほごしや だれ じゆう りよう
 概ね3歳未満のおこさんと保護者なら、誰でも自由に利用できます。

りよう
 利用するとき

りようりよう むりよう りようもう こ ひつよう
 利用料は無料で、利用申し込みは必要ありません。

る む ない
 さくらルーム（すくっと内 TEL: 23-1510）

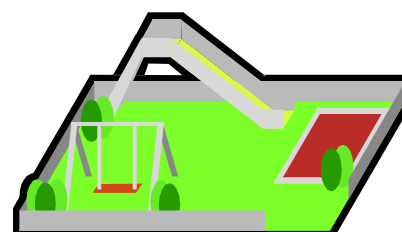
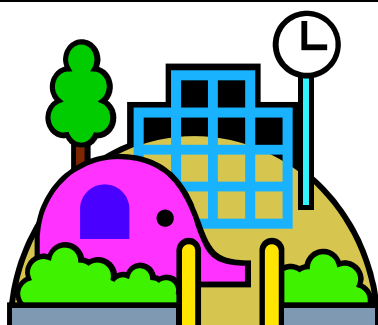
りようじかん 利用時間	へいじつ 平日 9:00～12:00・13:00～16:30 どようび にちようび しゆくじつ 土曜日、日曜日、祝日 9:00～16:30
やす 休み	すいようび すいようび しゆくじつ ばあい よくへいじつ ねんまつねんし 水曜日（水曜日が祝日の場合は、その翌平日）・年末年始（12月 28日～1月4日）

る む いらごみさきほいくえんない
 なのはなルーム（伊良湖岬保育園内 TEL: 38-0760）

りようじかん 利用時間	9:30～12:00・13:00～15:30
やす 休み	どようび にちようび しゆくじつ ねんまつねんし ほいくえん やす 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・お盆・保育園が休みのとき

る む えんない
 こがめルーム（あかばねこども園内 TEL: 45-2416）

りようじかん 利用時間	9:30～12:00・13:00～15:30
やす 休み	どようび にちようび しゆくじつ ねんまつねんし えん やす 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・お盆・こども園が休みのとき



育儿支援中心（育儿支援科 TEL：23-3513）

育儿支援中心是孩子和家长一起游玩的场所，不承担托管业务，因此、不允许孩子独处。
在育儿支援中心配有保育员提供育儿咨询。

利用的对象

大概不满3岁的儿童和家长均可自由使用

使用须知

使用时不需要费用，也不需要申请。

樱花之屋（亲子交流馆すくっと里面 TEL：23-1510）

利用時間	平日 9:00~12:00・13:00~16:30 星期六、星期天、节假日 9:00~16:30
休息	星期三（如果星期三是节假日时为次日的平日）・年初年末除外 （12月28日~1月4日）

油菜花之屋（伊良湖岬保育園里面 TEL：38-0760）

利用時間	9:30~12:00・13:00~15:30
休息	星期六・星期天・节假日・年底年初・盂兰盆节・保育園休息日

小海龟之屋（赤羽根保育園里面 TEL：TEL：45-2416）

利用時間	9:30~12:00・13:00~15:30
休息	星期六・星期天・节假日・年底年初・盂兰盆节・批准的保育園休息日



親子交流館 (すくっと TEL: 23-1510)

すくっとは、雨の日でも親子で遊べ、多様な世代が交流・活動し、切れ目ない子育て支援サービスを提供する施設です。

妊娠期から子育て中の保護者等の相談を受ける妊娠・出産・子育て総合相談窓口や、子育て支援センター、一時預かり室、キッズスペースなどがあり、子どもと保護者が楽しく過ごせます。

また、マルチスタジオやカルチャールーム、ボルダリング、ラウンジなど、親子以外でも楽しめる施設があり、多くの方が楽しめる場所になっています。

開館時間	8:30~21:00
やすみ	水曜日 (水曜日が祝日の場合は、その翌平日)・12月28日~ 1月4日
場所	田原町西大浜13-1
利用料金	マルチスタジオ、カルチャールーム及び一時預かりの利用は 有料となります。

親子交流館（すくっと TEL：23-1510）

親子交流館（すくっと）是面向親子家庭，即使在下雨天也能玩耍的场所、适合于各个年龄者进行交流和活动，对不分年龄层次的育儿提供支援与帮助

馆内设有从妊娠期、分娩到养育孩子的**妊娠・分娩・育儿支援**的综合咨询窗口、育儿支援中心、临时托儿室、儿童空间等。使親子家庭在此愉快地游玩。

并设有多工作室和文化室、室内攀岩、休息室等、親子家庭以外的人员也可享受利用、成为众多顾客获得快乐的场所。

开馆时间	8:30~21:00
休息	星期三（如果星期三是节假日时为次日的平日）・12月28日~1月4日
地点	田原町西大浜13-1
活动费用	使用多工作室和文化室以及临时托儿室时收费

20 市営住宅・県営住宅・県公社住宅

市営住宅（建築課 TEL: 23-3527）

田原市には、市でアパートなどを貸す市営住宅があります。市営住宅に住むには、収入や家族構成など一定の条件があります。市営住宅には、いろいろな種類があり、収入や家族構成によって、申し込める住宅が異なります。

申し込みには、必要な書類を提出します。必要な書類は、申し込みをする人の状況によって異なります。申し込みをしても、空き家がなければ、すぐに住むことはできません。空き家がでるまで、長い期間がかかる場合があります。

県営住宅・県公社住宅

（三河住宅管理事務所 東三河支所 TEL 0532-53-5616）

田原市には、県営住宅と県公社住宅があります。申し込みは、三河住宅管理事務所 東三河支所で受け付けています。



20 市营住宅・县营住宅・县公司住宅

市营住宅（建筑科 TEL: 23-3527）

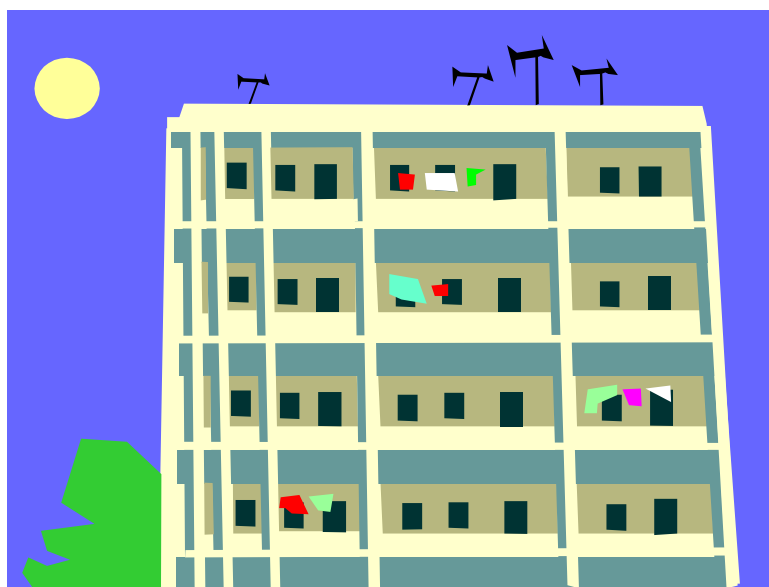
田原市提供可租借的公寓等市营住宅。欲租借市营住宅者必须满足家庭构成、收入等一定的条件。市营住宅有不同种类，根据收入和家庭构成可申请的住宅有所不同。

提出申请时、需要提供必要的材料。所需要的材料也根据申请人情况的不同而不同。如果没有空闲的住宅，即使申请了也可能不能马上入住。等待住宅空出来也需要一段时间。

县营住宅・县公司住宅

（三河住宅管理事务所 东三河支所 TEL: 0532-53-5616）

在田原市还有县营住宅和县公司住宅。提出的申请由三河住宅管理事务所、东三河支所受理。



21 仕事

外国人が日本で働くには、就労が許可されている在留資格を取得するか入国管理局で資格外活動許可を得ることが必要です。まず、自分の在留資格で働けるかどうかを確認してください。

仕事を見つけたい

「ハローワーク」(公共職業安定所)では、職業相談・職業紹介を行っています。

豊橋外国人職業相談センター(豊橋) TEL: 0532-57-1356

ポルトガル語	月曜日～金曜日 9:30～12:00・13:00～16:00
--------	--------------------------------

名古屋外国人雇用サービスセンター(名古屋) TEL: 052-855-3770

ポルトガル語・スペイン語	月曜日～金曜日 9:15～12:00・13:00～17:15
英語・中国語	
タガログ語	水曜日～金曜日 9:15～12:00・13:00～17:15

田原市地域職業相談室(田原)(田原福祉センター1階)

TEL: 0531-24-0050

日本語	月曜日～金曜日 9:30～17:00
-----	--------------------

※求職登録・職業相談はできません。※通訳はいません。

在留資格を問い合わせたい

在留資格についてわからないことや、働くために必要な手続きのことなどの相談を受け付けています。

外国人在留総合インフォメーションセンター TEL: 0570-013-904

英語・ポルトガル語 スペイン語・中国語 タガログ語・韓国語 ベトナム語・ネパール語 インドネシア語・タイ語	月曜日～金曜日 8:30～17:15
---	--------------------

あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談(名古屋)

TEL: 052-961-7902

英語・ポルトガル語 スペイン語・中国語 タガログ語・韓国語 ベトナム語・インドネシア語 ネパール語・タイ語 ミャンマー語	在留関係: 毎月第3水曜日 13:00～17:00 ※前日までに電話で予約してください 労働関係: 毎月第2月曜日 13:00～17:00 ※1週間前までに電話で予約してください
---	--

※予約の受付は、月曜日～土曜日 10:00～18:00

2 1 工作

外籍人员想在日本参加工作，需持有能在日本就业的在留资格或者取得入国管理局的资格外活动的许可。首先、请确认自己的在留资格是否能进行工作

寻找工作

(公共职业安定所) 进行职业咨询和职业介绍

丰桥外籍人员职业咨询中心 (丰桥) TEL: 0 5 3 2 - 5 7 - 1 3 5 6

· 葡萄牙语	星期一～星期五 · 9:30～12:00 · 13:00～16:00
--------	------------------------------------

名古屋外籍人员就业服务中心 (名古屋) TEL: 0 5 2 - 8 5 5 - 3 7 7 0

· 葡萄牙语 · 西班牙语 · 英语 · 中文	星期一～星期五 9:15～12:00 · 13:00～17:15
· 他加禄语	星期一～星期五 9:15～12:00 · 13:00～17:15

田原市地区职业咨询室 (田原) (田原福祉中心一楼)

TEL: 0 5 3 1 - 2 4 - 0 0 5 0

· 日语	星期一～星期五 9:30～17:00
------	--------------------

※求职 · 职业咨询不做登记。

※没有翻译。

在留资格解疑

当对在留资格不明确以及不清楚工作所需手续时、可到此咨询。



外籍人员在留综合国际信息服务中心 TEL: 0 5 7 0 - 0 1 3 - 9 0 4

· 英语 · 葡萄牙语 · 西班牙语 · 中文 · 菲律宾语 · 韩语 · 越南语 · 尼泊尔语 · 印度尼西亚语 · 泰国语	星期一～星期五 8:30～17:15
---	--------------------

爱知多文化共生中心提供面向外籍人员的专门咨询 (名古屋)

TEL: 0 5 2 - 9 6 1 - 7 9 0 2

· 英语 · 葡萄牙语 · 西班牙语 · 中文 · 菲律宾语 · 韩国语 · 越南语 · 印度尼西亚语 · 尼泊尔语 · 泰国语 · 缅甸语	在留资格：每个月的第三个星期三 13:00～17:00 ※请在咨询的前一天通过电话预约 工作关系：每个月的第二个星期一 13:00～17:00 ※请在咨询的前一周通过电话预约
---	--

※预约受理为 星期一～星期六 10:00～18:00

22 相談窓口



いっぱん せいかつそうだんまどぐち
一般・生活相談窓口

ほうじん こくさいこうりゅうきょうかい たはらぶんかいかん
NPO法人たはら国際交流協会 (田原文化会館) TEL: 0531-22-2622

<p>がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口</p>	<p>基本日本語 <ul style="list-style-type: none"> 中国語 タガログ語 ベトナム語 英語 インドネシア語 </p>	<p>毎週水、金、日曜日 10:00~17:00</p> <p>通訳が必要な場合は、相談日の3日前までに連絡をしてください。通訳の人と日程の調整をします。</p>
-----------------------------------	---	---

こうざい あいちけんこくさいこうりゅうきょうかい なごや
(公財) 愛知県国際交流協会 TEL: 052-961-7902 (名古屋)

<p>相談・情報 カウンター</p>	<p>ポルトガル語 スペイン語 英語 中国語</p>	<p>月曜日~土曜日 10:00~18:00 月曜日~金曜日 13:00~18:00 月曜日~金曜日 13:00~18:00 月曜日 13:00~18:00</p>
------------------------	--	--

※多文化ソーシャルワーカーによる個別相談。深刻な問題に対して、継続した支援が受けられます。

<p>外国人のための 無料弁護士相談 予約制</p>	<p>英語 中国語 ポルトガル語 スペイン語 タガログ語 ベトナム語</p>	<p>毎月第2、4金曜日 13:00~16:00</p> <p>先着順：受付数4名になったら終了。 通訳が必要な場合は、相談日の3日前の火曜日正午までに予約が必要です。 ※他の言語の場合は、日本語のわかる人を連れて来ててください。</p>
------------------------------------	--	---

※法律的な問題で、専門家のアドバイスが必要などきは利用してください。

予約は上記相談・情報カウンターで受け付けています。



2.2 咨询窗口

一般・生活咨询窗口

NPO法人田原国际交流协会（田原文化会馆内） TEL: 0531-22-2622

外国人咨询窗口	<ul style="list-style-type: none"> ・基础日语 ・中文 ・菲律宾语 ・越语 ・英语 ・印度尼西亚语 	<p>每周星期三、星期五、星期日 10:00~17:00</p> <p>需要翻译时、请在咨询日的三天前预约。需要与翻译人员联系并调整日程。</p>
---------	--	---

（公财）爱知县国际交流协会 TEL: 052-961-7902（名古屋）

咨询・信息服务处	・葡萄牙语	星期一~星期六 10:00~18:00
	・西班牙语	星期一・~星期五 13:00~18:00
	・英语	星期一~星期五 13:00~18:00
	・中文	星期一 13:00~18:00

※有关多文化社工的问题的个别咨询。对于有难以解决的问题，将持续得到咨询服务。

<p>向外籍人员免费提供律师咨询</p> <p>需预约</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英语 ・中文 ・葡萄牙语 ・西班牙语 ・菲律宾语 ・越南语 	<p>每个月的第二个和第四个星期五 13:00~16:00</p> <p>按先后顺序受理咨询：受理的人数为四名。 需要翻译时请在咨询日的三天前的星期二中午之前预约。 其他的语言请与懂日语能够翻译的人士同伴。</p>
--	---	---

※需向专家请教有关法律方面的问题时，可到此咨询。

在以上的咨询以及信息窗口可预约。

こうざい なごやこくさいせんたー (公財) 名古屋国際センター TEL: 052-581-0100 (名古屋)

E-mail: info@nic-nagoya.or.jp

にほんご えいご ・日本語・英語	かようび にちようび 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～19:00
ぼるとがるご すぺいんご ・ポルトガル語・スペイン語	かようび にちようび 火曜日～日曜日 10:00～12:00・13:00～17:00
ちゅうごくご ・中国語	かようび きんようび 火曜日～金曜日 13:00～17:00 どようび にちようび 土曜日・日曜日 10:00～12:00・13:00～17:00
かんこくご ・韓国語 ふいりびのこ ・フィリピン語	もくようび 木曜日 13:00～17:00 どようび にちようび 土曜日・日曜日 13:00～17:00
べとなむご ・ベトナム語	すいようび 水曜日 13:00～17:00 にちようび 日曜日 13:00～17:00
ねばーるご ・ネパール語	すいようび 水曜日 13:00～17:00

※生活上でわからないことや困ったことがあるときは、電話で相談できます。

※水曜日と日曜日は、行政書士が相談に応じます。

しゃかいふくしほうじんしゃかいしゃかいふくしきょうぎかい しんぱい そうだんじよ
社会福祉法人田原市社会福祉協議会 心配ごと相談所 TEL: 23-0610 (田原)

にほんご ・日本語	めんせつそうだん つき かい ・面接相談 (月5～6回) 予約制 べんごし みんせいいいん じんけんようごいいんなど そうだん おう 弁護士や民生委員、人権擁護委員等が相談に応じます。
--------------	--

* 会場：田原福祉センター、渥美福祉センター (ライフランド)、赤羽根福祉センター

ほうてらすたげんごじょうほうていきょうさーびす どくりつぎょうせいほうじんにほんしほうしえんせんたー
「法テラス多言語情報提供サービス」(独立行政法人日本司法支援センター)

しゃっきん りこん ろうどう じこ ほうてき とらぶる ばあい そうだんまどぐち
借金や離婚、労働、事故など法的なトラブルがおきた場合の相談窓口です。

TEL: 0570-078377 ※通話料がかかります。

えいご ちゅうごくご ぼるとがるご かんこくご ・英語・中国語・ポルトガル語・韓国語 すぺいんご べとなむご たがるご ・スペイン語・ベトナム語・タガログ語 ねばーるご タイご ・ネパール語・タイ語 いんどねしあご ・インドネシア語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:00
---	-----------------------------------

「よりそいホットライン」(外国人のための専門相談)

でんわ をかけ、ガイダンスが流れた後に2番を押してください。

TEL: 0120-279-338 (通話料無料)

えいご ちゅうごくご かんこく ちようせんご ・英語・中国語・韓国・朝鮮語 たがるご タイご すぺいんご ・タガログ語・タイ語・スペイン語 ぼるとがるご べとなむご ねばーるご ・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語 いんどねしあご ・インドネシア語	まいにち 毎日 10:00～22:00 ※対応言語は時間によって変わります。
--	--



(公财) 名古屋国际中心 TEL: 0 5 2 - 5 8 1 - 0 1 0 0 (名古屋)

E-mail: info@nic-nagoya.or.jp

・ 日语 ・ 英语	星期二～星期日 9:00～12:00 ・ 13:00～19:00
・ 葡萄牙语 ・ 西班牙语	星期二～星期日 10:00～12:00 ・ 13:00～17:00
・ 中文	星期二～星期五 13:00～17:00 星期六・星期日 10:00～12:00 ・ 13:00～17:00
・ 韩语 ・ 菲律宾语	星期四 13:00～17:00 星期六・星期天 13:00～17:00
・ 越南语	星期三 13:00～17:00 星期日 13:00～17:00
・ 尼泊尔语	星期三 13:00～17:00

※若在生活上遇到了困难或者有疑问时，可通过电话咨询。

※星期三和星期天由行政代书士进行相应的咨询

社会福利法人田原市社会福利协议会 担心事咨询所 TEL: 2 3 - 0 6 1 0 (田原)

・ 日语	・ 面谈 (一个月 5 ~ 6 次) 需预约 由律师或者民生委员、人权拥护委员等进行相应的咨询。
------	--

*地点: 田原福利中心、渥美福利中心 (渥美长寿乐园)、赤羽根福利中心

「法律之窗提供多语言服务」(独立行政法人日本司法支援中心)

发生了负债以及离婚、工作、事故等法律纠纷时的咨询窗口。

TEL: 0 5 7 0 - 0 7 8 3 7 7 ※需要电话费

・ 英语 ・ 中文 ・ 葡萄牙语 ・ 韩语 ・ 西班牙语 ・ 越南 ・ 菲律宾语 ・ 泰国语 ・ 印度尼西亚	星期一～星期五 9:00～17:00
--	--------------------

「知音生活热线电话」(为外国人专门咨询的窗口)

拨打电话后、等电话里的服务项目介绍结束后、请按二号键。

TEL: 0 1 2 0 - 2 7 9 - 3 3 8 (免费通话)

・ 英语 ・ 中文 ・ 韩国语 ・ 朝鲜语 ・ 菲律宾语 ・ 泰语 ・ 西班牙语 ・ 葡萄牙语 ・ 越南文 ・ 尼泊尔语 ・ 印度尼西亚语	每天 10:00～22:00 ※应对不同的语言时间有所变化
--	--------------------------------------

・ベトナム語 Tel: 0120-250-168	げつようび きんようび 月曜日・金曜日 11:00~19:00 どようび 土曜日 9:00~17:00
・中国語 Tel: 0120-250-169	げつようび すいようび きんようび 月曜日・水曜日・金曜日 11:00~19:00 どようび 土曜日 9:00~17:00
・インドネシア語 Tel: 0120-250-192	かようび もくようび 火曜日・木曜日 11:00~19:00
・タガログ語 Tel: 0120-250-197	かようび 火曜日 11:00~19:00 どようび 土曜日 9:00~17:00
・英語 Tel: 0120-250-147	かようび 火曜日 11:00~19:00 どようび 土曜日 9:00~17:00
・タイ語 Tel: 0120-250-198	もくようび 木曜日 11:00~19:00 にちようび 日曜日 9:00~17:00
・カンボジア語 Tel: 0120-250-366	もくようび 木曜日 11:00~19:00
・ミャンマー語 Tel: 0120-250-302	かようび 火曜日 11:00~19:00

※生活上でわからないことや困ったことがあるときは、電話で相談できます。

労働相談窓口

労働条件など、仕事に関するトラブルで困っている人のための相談窓口です。

愛知労働局 (外国人労働者相談コーナー)

TEL: 052-972-0253 (名古屋)

・英語	かようび もくようび 火曜日・木曜日 9:30~12:00・13:00~16:00
・ポルトガル語	かようび きんようび 火曜日~金曜日 9:30~12:00・13:00~16:00

豊橋労働基準監督署 (外国人労働者相談コーナー)

TEL: 0532-54-1192 (豊橋)

・ポルトガル語	げつようび すいようび きんようび 月曜日・水曜日・金曜日 9:30~12:00・13:00~15:30
---------	---

外国技能实习生机构 URL:<https://www.otit.go.jp/notebook/>

・越南语 Tel: 0120-250-168	星期一・星期五 星期六 9:00~17:00
・中文 Tel: 0120-250-169	星期一・星期三・星期五 星期六 9:00~17:00
・印度尼西亚语 Tel: 0120-250-192	星期二・星期四 星期六 11:00~19:00
・菲律宾语 Tel: 0120-250-197	星期二・星期六 星期六 9:00~17:00
・英语 Tel: 0120-250-147	星期二 星期六 9:00~17:00
・泰语 Tel: 0120-250-198	星期四 11:00~19:00 星期日 9:00~17:00
・柬埔寨语 Tel: 0120-250-366	星期四 11:00~19:00
・缅甸语 Tel: 0120-250-302	星期二 11:00~19:00

※若在生活上遇到了困难或者有疑问时，可通过电话咨询。

工作咨询窗口

是由于工作条件以及发生了工作纠纷等原因遇到难以解决问题时的咨询窗口。



爱知县劳动基准局（外籍人员工作咨询处）

TEL: 052-972-0253（名古屋）

・英语	星期一・星期四 9:30~12:00・13:00~16:00
・葡萄牙语	星期一~星期四 9:30~12:00・13:00~16:00

丰桥劳动监督署（外籍人员工作咨询处）

TEL: 0532-54-1192（丰桥）

・葡萄牙语	星期一・星期三・星期五 9:30~12:00・13:00~15:30
-------	------------------------------------

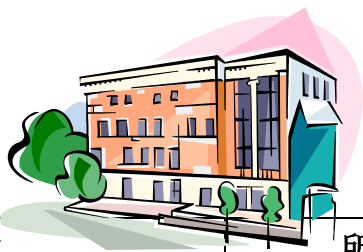
23 しせつりすと 施設リスト



	しせつめい 施設名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
市役所 しやくしよ	たはらしやくしよ 田原市役所	たはらちようみなみばんぼ 田原町南番場30-1	22-1111
	たはらしやくしよあかばねしみんせんたー 田原市役所赤羽根市民センター	あかばねちようあかど 赤羽根町赤土1	45-3111
	たはらしやくしよあつみししよ 田原市役所渥美支所	こだちようおかのこし 古田町岡ノ越6-4	33-1111
文化会館・図書館 ぶんかかいかん としよかん	たはらしたはらぶんかかいかん 田原市田原文化会館	たはらちようしおみ 田原町汐見5	22-6061
	たはらしあかばねぶんかかいかん 田原市赤羽根文化会館	あかばねちようあかど 赤羽根町赤土1	45-3939
	たはらしあつみぶんかかいかん 田原市渥美文化会館	こだちようおかのこし 古田町岡ノ越6-4	33-1000
	たはらしちゆうおうとしよかん 田原市中央図書館	たはらちようしおみ 田原町汐見5	23-4946
	たはらしあつみとしよかん 田原市渥美図書館	こだちようおかのこし 古田町岡ノ越6-4	33-1114
	たはらしあかばねとしよかん 田原市赤羽根図書館	あかばねちようあかど 赤羽根町赤土1	45-3426
広場・公園 ひろば こうえん	たはらしたはらぶんかひろば 田原市田原文化広場	たはらちようしおみ 田原町汐見5	22-6061
	たはらしあかばねぶんかひろば 田原市赤羽根文化広場	たかまつちようおむらぎ 高松町尾村崎443	45-2823
	たはらしあつみうんどうこうえん 田原市渥美運動公園	こしおづちよううしろやま 小塩津町後山1	38-0111
	たはらしみどり はまこうえんせんたーほうす 田原市緑が浜公園センターハウス	みどり はまよんごう 緑が浜四号1-1	23-2663
	たはらしたきがしらこうえんせんたーほうす 田原市滝頭公園センターハウス	たはらちようにしたきがしら 田原町西滝頭6	22-3936
	たはらししろやかいひんこうえんせんたーほうす 田原市白谷海浜公園センターハウス	しろいそ 白磯5	22-7300
	たはらしちゆうおうこうえんせんたーほうす 田原市中央公園センターハウス	としまちようにししんでん 豊島町西新田1	22-0003
	えひまやがいかつどうせんたー 江比間野外活動センター (青年の家)	えひまちようながお 江比間町長尾1-1	37-1025
	たはらしあしがいけのうぎようこうえん 田原市芦ヶ池農業公園 (サンデパルク)	のだちようあしがいけ 野田町芦ヶ池8	25-1234
ざおうさんてんぼうだい 蔵王山展望台	うらちようざおう 浦町蔵王1-46	22-0426	
福祉・児童 ふくし じどろう	たはらしたはらふくしせんたー 田原市田原福祉センター	あかいしにちようめ 赤石二丁目2	23-3811
	たはらしあかばねふくしせんたー 田原市赤羽根福祉センター	あかばねちようあかど 赤羽根町赤土1	45-3499
	たはらしあつみふくしせんたー 田原市渥美福祉センター (あつみライフランド)	ほびちようてらにし 保美町寺西21-10	33-0386
	たはらしたはらじどろせんたー 田原市田原児童センター	たはらちようつきだし 田原町築出25-1	23-4761
	たはらしおやここうりゆうかん 田原市親子交流館 すくっと	たはらちようにしおおほま 田原町西大浜13-1	23-1510
	たはらし 田原市ふるさと教育センター	のだちようかごた 野田町籠田3	36-6614
博物館 はくぶつかん	たはらしはくぶつかん 田原市博物館	たはらちようはこう 田原町巴江11-1	22-1720
	たはらしあつみきょうどじりょうかん 田原市渥美郷土資料館	こだちようおかのこし 古田町岡ノ越6-4	33-1127
	たはらしよしごかいづかしせきこうえん 田原市吉胡貝塚史跡公園 (シエルマ吉胡)	よしごちようやざき 吉胡町矢崎42-4	22-8060
道の駅 みちのえき	たはら 田原めっくんはうす	ひがしあかいしごちようめ 東赤石五丁目74	23-2525
	ろこすてーしよん あかばねロコステーション	あかばねちようおおにし 赤羽根町大西32-4	45-5088
	いらごくりすたるぼると 伊良湖クリスタルポルト	いらごちようみやした 伊良湖町宮下3000-65	35-6631

※田原市の市外局番：0531

2 3 设施一览表

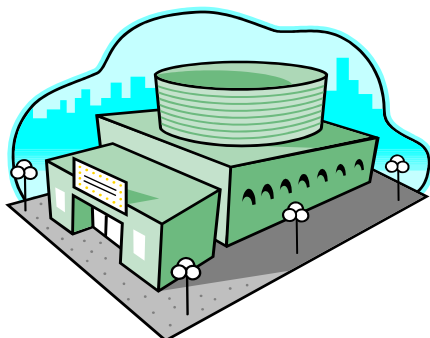


主要设施名称		所在地	电话号码
市政府	田原市政府	田原町南番场 30-1	2 2 - 1 1 1 1
	田原市政府赤羽根市民中心	赤羽根町赤土 1	4 5 - 3 1 1 1
	田原市政府渥美支所	古田町冈越 6-4	3 3 - 1 1 1 1
文化会馆・图书馆	田原市田原文化会馆	田原町汐见 5	2 2 - 6 0 6 1
	田原市赤羽根文化会馆	赤羽根町赤土 1	4 5 - 3 9 3 9
	田原市渥美文化会馆	古田町冈越 6-4	3 3 - 1 0 0 0
	田原市中央图书馆	田原町汐见 5	2 3 - 4 9 4 6
	田原市渥美图书馆	古田町冈越 6-4	3 3 - 1 1 1 4
	田原市赤羽根图书馆	赤羽根町赤土 1	4 5 - 3 4 2 6
广场・公园	田原市田原文化广场	田原町汐见 5	2 2 - 6 0 6 1
	田原市赤羽根文化广场	高松町尾村崎 443	4 5 - 2 8 2 3
	田原市渥美运动公园	小盐津町后山 1	3 8 - 0 1 1 1
	田原市绿滨公园管理中心	绿滨四号 1-1	2 3 - 2 6 6 3
	田原市瀑布头公园管理中心	田原町西龙头 6	2 2 - 3 9 3 6
	田原市白谷海滨公园管理中心	白矾 5	2 2 - 7 3 0 0
	田原市中央公园管理中心	丰岛町西新田 1	2 2 - 0 0 0 3
	江比间野外活动中心（青年之家）	江比间町长尾 1-1	3 7 - 1 0 2 5
	田原市芦池农业公园（S A N T E 公园）	野田町芦池 8	2 5 - 1 2 3 4
	藏王山展望台	浦町藏王 1-46	2 2 - 0 4 2 6
福利・儿童	田原市田原福利中心	赤石二丁目 2	2 3 - 3 8 1 1
	田原市赤羽根福利中心	赤羽根町赤土 1	4 5 - 3 4 9 9
	田原市渥美福利中心（渥美长寿乐园）	保美町寺西 21-10	3 3 - 0 3 8 6
	田原市田原儿童中心	田原町筑出 25-1	2 3 - 4 7 6 1
	田原市亲子交流馆すくっと	田原町西大浜 13-1	2 3 - 1 5 1 0
	田原市故乡教育中心	野田町籠田 3	3 6 - 6 6 1 4
	田原市渥美乡土资料馆	古田町冈越 6-4	3 3 - 1 1 2 7
	田原市吉胡贝冢史迹公园（贝冢吉胡）	吉胡町矢崎 42-4	2 2 - 8 0 6 0
道之站	田原梅君之家	东赤石五丁目 74	2 3 - 2 5 2 5
	赤羽根 L O C O 车站	赤羽根町大西 32-4	4 5 - 5 0 8 8
	伊良湖水晶港	伊良湖町宫下 3000-65	3 5 - 6 6 3 1

※田原市外电话局号码：0 5 3 1

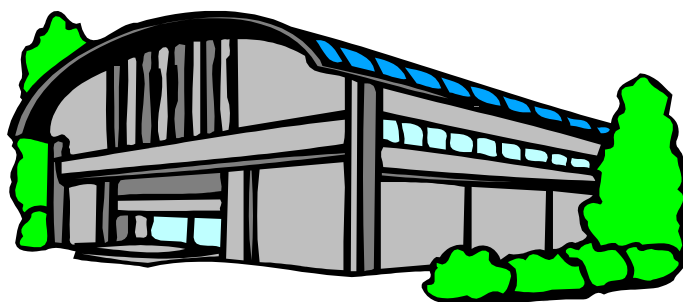
	しせつめい 施設名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
市民館 しみんかん	むつれしみんかん 六連市民館	むつれちやうにしのかわ 六連町西ノ川51	27-0019
	かんべしみんかん 神戸市民館	かんべちやうまえはた 神戸町前畑19	22-0980
	おおくさしみんかん 大草市民館	おおくさちやうほくじん 大草町北神35-1	22-6276
	たはらとうぶしみんかん 田原東部市民館	やぐまちやうかじやまえ 谷熊町鍛冶屋前1-1	22-5027
	たはらとうぶしみんかん ぶんかん 田原東部市民館 (分館)	としまちやうおくや 豊島町奥谷18	23-1467
	たはらなんぶしみんかん 田原南部市民館	おおくぼちやうきたあさば 大久保町北浅場13-2	22-2659
	どうほしみんかん 童浦市民館	うちちやうほらやしき 浦町原屋敷78-2	23-0660
	たはらちやうぶしみんかん 田原中部市民館	たはらちやうくらた 田原町倉田13-3	23-0030
	きぬがさしみんかん 衣笠市民館	たはらちやうえいがん 田原町栄巖51	23-2326
	のだしみんかん 野田市民館	のだちやうかごた 野田町籠田66	25-0004
	たかまつしみんかん 高松市民館	たかまつちやうなかむら 高松町中村69-1	45-3650
	あかほねしみんかん 赤羽根市民館	あかほねちやうてんじん 赤羽根町天神60	45-5210
	わかとししみんかん 若戸市民館	わかみちやうあらい 若見町新居6	45-4300
	わじしみんかん 和地市民館	わじちやうじぞうだ 和地町地藏田30	34-4050
	ほりきりしみんかん 堀切市民館	ほりきりちやうにしねこいけ 堀切町西猫池97-1	34-2012
	いらごしみんかん 伊良湖市民館	いらごちやうわたりがわ 伊良湖町渡川321	34-2755
	かめやまししみんかん 亀山市民館	かめやまちやうこなかはら 亀山町小中原82	34-2833
	なかやまししみんかん 中山市民館	なかやまちやうしんめいまえ 中山町神明前146-1	34-1271
ふくえしみんかん 福江市民館	ふくえちやうなかこんやせこ 福江町中紺屋瀬古8	34-3881	
きよたしみんかん 清田市民館	こだちやうみやのまえ 古田町宮ノ前32-1	33-0783	
いずみしみんかん 泉市民館	えひまちやうにあぎごうちやう 江比間町二字郷中58-2	34-0175	
ごみ・リサイクル	とうぶしげんかせんたー 東部資源化センター	あいかわちやうしぎのもり 相川町鳴森87-5	27-0100
	あかほねかんきやうせんたー 赤羽根環境センター	あかほねちやうにしやま 赤羽根町西山1-68	45-3497
	あつみしげんかせんたー 渥美資源化センター	ふくえちやうせいあらこ 福江町清荒子1-1	32-3322
	たはらりさいくるせんたーたんせいかん 田原リサイクルセンター炭生館	みどり はまにごう 緑が浜二号2-91	24-0151

たはらし しがいきよくばん
※田原市の市外局番：0531



	设施名称	所在地	电话号码
市民馆	六连市民馆	六连町西川 51	27-0019
	神戸市民馆	神戸町前畑 19	22-0980
	大草市民馆	大草町北神 35-1	22-6276
	田原东部市民馆	谷熊町锻冶屋前 1-1	22-5027
	田原东部市民馆 (分馆)	丰岛町奥谷 18	23-1467
	田原南部市民馆	大久保町北浅场 13-2	22-2659
	童浦市民馆	浦町原屋敷 78-2	23-0660
	田原中部市民馆	田原町仓田 13-3	23-0030
	衣笠市民馆	田原町荣巖 51	23-2326
	野田市民馆	野田町笼田 66	25-0004
	高松市民馆	高松町中村 69-1	45-3650
	赤羽根市民馆	赤羽根町天神 60	45-5210
	若戸市民馆	若间町新居 6	45-4300
	和地市民馆	和地町地藏田 30	34-4050
	堀切市民馆	堀切町西猫池 97-1	34-2012
	伊良湖市民馆	伊良湖町渡川 321	34-2755
	龟山市民馆	龟山町小中原 82	34-2833
	中山市民馆	中山町神明前 146-1	34-1271
	福江市民馆	福江町中紺屋瀬古 8	34-3881
	清田市民馆	古田町宫前 32-1	33-0783
泉市民馆	江比間町二字乡中 58-2	34-0175	
垃圾 以及 再生利用	东部资源化中心	相川町嶋森 87-5	27-0100
	赤羽根环境中心	赤羽根町西山 1-68	45-3497
	渥美资源化中心	福江町清荒子 1-1	32-3322
	田原再生利用中心炭生馆	绿浜二号 2-91	23-7191

※田原市外电话局号码：0531



24 公共交通機関

田原市コミュニティバス（街づくり推進課TEL27-8603）

集落部と市街地を結ぶ「田原市コミュニティバス」が運行しています。運賃は、1乗車につき市街地線は一人100円、それ以外の路線は一人200円で、小学生以下は無料です。運賃は、バスに乗るときに支払ってください。お得な回数券・定期券も販売しています。

鉄道（豊橋鉄道(株)三河田原駅 TEL:22-0157）

田原と豊橋を結ぶ豊橋鉄道渥美線が運行しています。市内にある駅は、三河田原、神戸、豊島、やぐま台の4駅です。運賃は出発駅と到着駅で異なります。中学生以上は大人運賃、12歳未満は子ども運賃で、大人運賃の約半額です。お得な回数券・定期券も販売しています。

路線バス（豊鉄バス(株)渥美営業所 TEL:33-0211）

伊良湖岬と田原駅前、豊橋駅前を結ぶ伊良湖本線と、保美と赤羽根、渥美病院を結ぶ伊良湖支線が運行しています。運賃は、乗車距離で異なります。中学生以上は大人運賃、12歳未満は子ども運賃で、大人運賃の約半額です。運賃は、バスから降りるときに支払ってください。お得な回数券・定期券も販売しています。

タクシー（渥美交通(株)TEL:22-0050 / 豊鉄タクシー(株)TEL:22-1171）

市内にタクシー会社は2社あります。料金は乗車距離で異なり、運転席横のメーターに表示されます。料金は、タクシーから降りるときに支払ってください。

船舶（伊勢湾フェリー(株) TEL:35-6217 / 名鉄海上観光船(株) TEL:35-6868）

伊良湖岬と鳥羽を結ぶ伊勢湾フェリーと、伊良湖岬と河和を結ぶ名鉄高速船などが運航しています。料金は、年齢や行先などで異なります。船に乗る前に切符を買ってください。



2 4 公共交通工具

地区公共汽车（城市发展振兴科 TEL: 2 7 - 8 6 0 3）

设有联接市郊乡村部和市内「地区公共汽车」的线路
市郊线公共汽车每人每次 1 0 0、其他的线路每人每次均为 200 日元
学龄前儿童免费。

车费请在乘车时支付。如果换乘其他路线，还需要付 1 0 0 日元。出售各种优惠次数的套票以及月票等定期车票。

铁路（丰桥铁路(株) 三河田原站 TEL: 2 2 - 0 1 5 7）

设有联结田原市和丰桥市的丰桥铁道渥美线。田原市内车站有三河田原、神戸、丰岛、熊台四站。车费是根据出发车站和到达车站之间距离不同来计算的。中学生以上和成人一样付费，未满 1 2 岁按儿童付费为成人的一半。出售各种优惠次数套票以及月票等定期月票。

路线公共汽车（丰铁公共汽车(株)渥美营业所 TEL: 3 3 - 0 2 1 1）

设有联接伊良湖岬、田原车站前、丰桥车站前的伊良湖本线和联接保美和赤羽根、渥美医院的伊良湖支线的线路。车费根据乘车距离不同而不同。中学生以上和成人一样付费，未满 1 2 岁按儿童付费为成人的一半。车费请在下车时支付。出售各种优惠次数套票以及月票等定期月票。

出租汽车

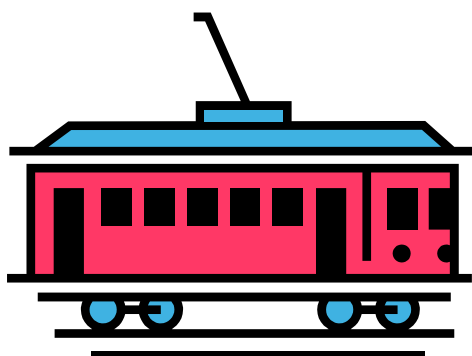
（渥美交通(株) TEL: 2 2 - 0 0 5 0 / 丰铁出租汽车(株) TEL: 2 2 - 1 1 7 1）

市内设有两家出租汽车公司。车费根据乘车距离不同而不同，车费由司机坐位旁边的计程表显示，下车时，请支付车费。

船舶

（伊势湾渡口(株) TEL: 3 5 - 6 2 1 7 / 名铁海上观光船(株) TEL: 3 5 - 6 8 6 8）

设有联结伊良湖岬～鸟羽的伊势湾渡口和伊良湖岬～河和的名铁高速船等的线路。
船费根据年龄和到达的地点等不同而不同。请在乘船前买票。



25 外国語による情報

パンフレット・資料

多言語で印刷されたパンフレットや資料です。田原市役所でお渡ししています。

名称	内容	言語
田原市ミニ要覧	田原市の概要紹介、人口などのデータあり	英・中
たはらガイドマップ	田原市の観光スポットなどを地図で紹介	英・中・韓
ゴミの分け方・出し方	ゴミの分け方と出し方を紹介	英・中・韓・ポ・ベ
田原市防災マップ	災害時の避難場所や避難ルートを紹介	英・中

※英：英語、中：中国語、韓：韓国語、ポ：ポルトガル語、ベ：ベトナム語

本（中国語・韓国語・ベトナム語・英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語・インドネシア語・タガログ語）、雑誌（英語）、新聞（英語）

図書館で読んだり、借りたりできます。海外の映画や音楽のCD・DVDや、やさしい日本語で書かれた本、日本語学習のための本もあります。料金はかかりません。

施設リストの、田原市中央図書館、田原市渥美図書館、田原市赤羽根図書館へお問い合わせください。

田原市ホームページ（多言語版）

田原市についての情報を提供しています。

トップページの上部、For Foreigners をご覧ください。



25 外语信息

手册和资料

设有多种语言印刷的手册和资料。可在田原市政府领取。

名称	内容	语言
田原市袖珍便览	田原市概况的介绍以及人口等数据档案	英・中
田原导游图	介绍田原市观光景点等的地图	英・中・韩
垃圾的分类以及 丢弃的方法	介绍垃圾的分类以及丢弃的方法	英・中・韩・葡・越
田原市防灾设施分布图	介绍发生灾难时的避难地点以及避难的路线	英・中

※英：英语、中：中国语、韩：韩国语、葡：葡萄牙语、越：越南语

设有（中文・韩语・越语・英语・德语・法语・西班牙语・葡萄牙语・印度尼西亚语・菲律宾语）的书、（英语版）的杂志、以及（英语版）的报纸

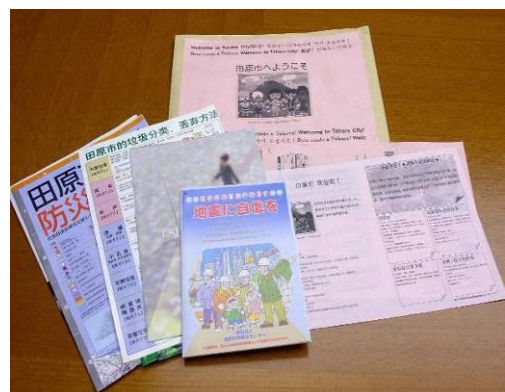
可在图书馆阅读、也可借出。并设有外国电影和音乐的CD・DVD、还有言简意明的日语书以及学习日语的教科书。以上均为免费提供。

请向设施一览中的田原市中央图书馆、田原市渥美图书馆、田原市赤羽根图书馆咨询

田原市主页（多语言版）

提供有关田原市的信息。

请参阅主页网址上面 For Foreigners



がいこくじん せいかつじょうほう ていきょう うえぶさいと
外国人のための生活情報を提供しているウェブサイト

・(公財) 愛知県国際交流協会ホームページ

にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご ぼるとがるご すぺいんご
(日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/>

・(財) 自治体国際化協会ホームページ 多言語生活情報

にほんご えいご どいつご ちゅうごくご かんこくご ふうらんすご すぺいんご ぼるとがるご
(日本語・英語・ドイツ語・中国語・韓国語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語・
タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ロシア語・ミャンマー語)

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

まいなんばん かん と あ
マイナンバーに関するお問い合わせ

・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応のフリーダイヤル

0120-0178-26 (マイナンバー制度に関すること)

0120-0178-27 (通知カード、個人番号カードに関すること)

平日：9：20～20：00

土日祝：9：30～17：30 (年末年始を除く)

※個人番号カードの紛失盗難などによる一時利用停止については、

0120-0178-27

・マイナンバー情報サイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

为外籍人员提供生活信息的网站

• (财) 爱知县国际交流协会主页

(日语·英语·中国语·韩国语·葡萄牙语·西班牙语)

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/>

• (财) 自治体国际化协会主页 多种语言生活信息

(日语·英语·德语·中国语·韩国语·法语·西班牙语·葡萄牙语·菲律宾语·

越南语·印度尼西亚语·泰语·俄语·缅甸语)

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

关于个人编号的咨询

◆ 应对英语·中文·韩语·西班牙语·葡萄牙语的免费电话

关于个人编号制度的咨询请拨打：0 1 2 0 - 0 1 7 8 - 2 6

关于通知卡以及个人编号卡的咨询请拨打：0 1 2 0 - 0 1 7 8 - 2 7

平日：上午 9 点 2 0 分～下午 8 点

节假日：上午 9 点 3 0 分～下午 5 点 3 0 分（除了年底年初）

※由于个人编号的丢失或者被盗等暂时不能使用的场合、请拨打 0120-0178-27

◆ 个人编号信息网址

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

26 にほんごきょうしつ 日本語教室

たはらしには、しみんぼらんていあだんたいうんえい にほんごきょうしつ
田原市には、市民ボランティア団体が運営している日本語教室があります。

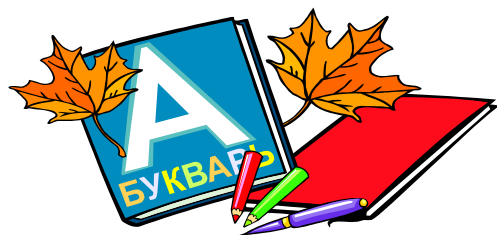
もうこほうほうくわかくだんたいとあ
申し込み方法など、詳しいことは、各団体に問い合わせてください。

えぬびーおーほうじん こくさいこうりゅうきょうかい
NPO法人たはら国際交流協会（TIA） TEL:22-2622

かいさいび 開催日	かいひ 会費	かいさいばしょ 開催場所	たいしょう ないよう 対象／内容
たはらきょうしつ 【田原教室】 まいしゅうきんようび 毎週金曜日 19:30～21:00 まいしゅうにちようび 毎週日曜日 10:00～11:30 【渥美教室】 あつみきょうしつ まいしゅうもくようび 毎週木曜日 19:30～21:00	むりよう 無料	たはらきょうしつ 【田原教室】 たはらぶんかかいかん 田原文化会館 101会議室 など。オンライ ン開催もありま す。 あつみきょうしつ 【渥美教室】 ふくえしみんかん 福江市民館	ざいじゅうがいこくじんいっばん 在住外国人一般。 ぼらんていあすたっふ にほんご ボランティアスタッフと日本語 たのべんきょう を楽しく勉強しましょう。

あかばねひらがなの会 TEL:45-3499

かいさいび 開催日	かいひ 会費	かいさいばしょ 開催場所	たいしょう ないよう 対象／内容
にほんごきょうしつ ちゅうごくごきょうしつ 日本語教室・中国語教室 まいつきだい どようび 毎月第2・4土曜日 13:30～15:30 ぶんかきょうしつ 文化教室 まいつきだい にちようび 毎月第3日曜日 13:30～15:30	むりよう 無料 ひつよう おう (必要に じて材料費 ざいりょうひ 100円～ えん 300円) えん	あかばね 赤羽根 ふくし せん たー 福祉センター または あかばねしみんかん 赤羽根市民館	ちいき く がいこくじん 地域で暮らす外国人。 にほんごきょうしつ ちゅうごくごきょうしつ 日本語教室、中国語教室、 ぶんかきょうしつ かいさい 文化教室を開催しています。 げっかん 月刊「あかばねひらがなしん ぶん」を発行しています。 はっこう ぶん



26 日语学习班

在田原市设有由市民志愿者团体组织的日语学习班。

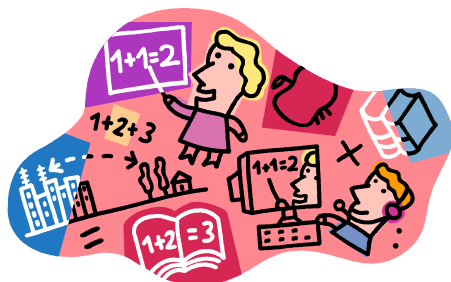
申请方法以及详细情况请向各个团体询问。

T I A N O P 法人田原国际交流会 TEL: 22-2622

开办日	会费	开办场所	对象 / 内容
【田原学习班】 每周星期五 下午7点30分— 下午9点 每周星期天 上午10点— 上午11点30分 【渥美学习班】 每周星期四 下午7点30分— 下午9点	免费	【田原学习班】 田原文化会馆 101会议室等 还设有网课 【渥美学习班】 福江市民馆	所有在住外籍人员； 和志愿者员工一起愉快地 学习日语吧。

赤羽根平假名会 TEL: 45-3499

开办日	会费	开办场所	对象 / 内容
日语学习班·汉语学习班 每个月第2·4星期六 13:30—15:30 文化学习班 每月第3星期天 13:30—15:30	免费 (有时需要材料 费100日元~ 300日元)	赤羽根 福利中心 或者 赤羽根市民馆	该地区居住的外籍人员。 开办了日语学习班、汉语 学习班以及文化学习班。 发行月刊「赤羽根平假名 会」。



27 緊急通報

病気やけがをしたとき、火事や交通事故、盗難などの犯罪にあったときは、落ち着いて決められた緊急通報用番号に電話してください。

緊急通報

緊急通報は、用件によって番号が決まっています。いつでも受け付けています。

救急車は料金0円で利用できます。軽い病気や、軽いけがのときは、自家用車やタクシーを使ってください。

緊急通報用電話番号

- ・ 病気やけがなど … 119番 (消防署)
- ・ 火事 … 119番 (消防署)
- ※ 119番は、電話通訳センターを介した三者間通訳で英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、フランス語、ロシア語、ネパール語、タイ語に対応しています。
- ・ 交通事故 … 110番 (警察署)
- ・ 犯罪 … 110番 (警察署)
- ・ 海での事故や事件 … 118番 (海上保安庁)

* 相談や問い合わせのときは、ここに電話をしてください。

- ・ 田原市消防署 TEL: 23-0119
- ・ 田原警察署 TEL: 23-0110



※ 緊急通報は、どの電話からもかけられますが、公衆電話から緊急通報するときは、赤い「緊急通報ボタン」があるものは、ボタンを押してから、「119」、「110」、「118」をダイヤルしてください。



2 7 紧急情况时的通报

遇到意外的伤痛、急病时以及火灾或者交通事故以及盗窃犯罪等场合、需要急救时，请不要慌乱，拨打设定了的紧急情况时使用的电话号码。

紧急通报时的电话号码

紧急通报根据情况不同设定了号码。二十四小时均受理。

急救车是免费使用的，费用为零。但是病情不严重以及轻伤者请使用自己的车辆或者出租车、尽量不使用急救车。

紧急通报时的电话号码

- 急病和受伤 … 1 1 9（消防署） 患了急病或受了重伤等需要急救车时
- 火灾号码 … 1 1 9（消防署）

※拨打1 1 9后，由电话翻译中心介入的第三者翻译提供应对英语、中文、韩国语、葡萄牙语、西班牙语、越南语、菲律宾语・法语・俄语・尼泊尔语・泰语的免费电话

- 交通事故号码… 1 1 0（警察署）
- 报警号码 … 1 1 0（警察署）
- 海上遇难以及报案… 1 1 8（海上保安厅）

* 咨询以及询问等时请拨打如下电话

- 田原市消防署：2 3－0 1 1 9
- 田原警察署：2 3－0 1 1 0



拨打紧急电话的途径

从任何电话都能拨打使用公共电话时，设有红色的「紧急急救用通报按钮」的按钮。按了按钮后，拨打「1 1 9」「1 1 0」或者「1 1 8」即可。



28 さいがい 災害への備え

やといぬし (日本の) おとうさん・おかあさん としっかり話し合っておきましょう！

■水や食べ物を準備すること

- ・災害が起きた後、すぐに困るのが水と食べ物です。水は、1日1人3リットル。最低7日分を用意してください。保存水・ミネラルウォーターなどを用意してください。
- ・初期消火やトイレ用に風呂に水をためておくとういいます。
- ・食べ物は、缶詰・カンパン・ビスケットなど長期保存できる物を用意してください。
- ・飲み物・食べ物は、保存期限をチェックして時々入れ替えてください。

■非常持出品を準備すること



★その他、各家庭で必要なものを用意してください

(例えば)

赤ちゃんがいる家庭は、粉ミルクやオムツ

薬が必要な人がいる家庭は、いつも飲んでいる薬

★避難するときに持ち出せるように、リュックサックに入れておくと良いです。

いざというときに両手が使える袋がよい



2.8 随时做好应对灾害发生的准备工作

与雇主（日本的父亲·母亲）多多商量吧！

■应该准备好水和食物

- 灾害发生过后、马上面临最大的困难是水和食物。一人一天水的需求量为3升。至少应备好七天水的需求量。储存好一定的存放水·以及矿泉水等。
- 初期灭火以及厕所用的水储存在浴缸为好。
- 随时准备好罐头、干面包和压缩饼干等以及能长期保质的食物。
- 应该经常检查饮料以及食物的保质期并及时更换。

■准备紧急时需携带的物品



★另外、请各个家庭准备自己所需要的东西
(比如)

有婴儿的家庭应该准备好奶粉和尿布

有要喝药的家庭成员的家庭需带好常用药

★避难时应带上易拿出放进的帆布背包、把东西放进里面为好。

应使用背包为好、在紧急情况时、两手都能使用



ちく 地区	ふうすいがいひなんじよ かしよ 風水害避難所 (20箇所)	じしんひなんじよ かしよ 地震避難所 (33箇所)
むつれ 六連	むつれしみんかん 六連市民館	むつれしょうがっこう 六連小学校
かんべ 神戸	かんべしみんかん 神戸市民館	とうぶちゅうがっこう かんべしみんかん かんべしょうがっこう 東部中学校、神戸市民館、神戸小学校
おおくさ 大草	おおくさしみんかん 大草市民館	おおくさしょうがっこう 大草小学校
たはらとうぶ 田原東部	たはらとうぶしみんかん 田原東部市民館	たはらとうぶしみんかん たはらとうぶしょうがっこう 田原東部市民館、田原東部小学校
たはらなんぶ 田原南部	たはらなんぶしみんかん 田原南部市民館	たはらなんぶしみんかん 田原南部市民館
どうほ 童浦	どうほしみんかん 童浦市民館	どうほしょうがっこう どうほしみんかん 童浦小学校、童浦市民館
たほらちゅうぶ 田原中部	かざんかいかん 華山会館	たほらちゅうぶがっこう たほらちゅうぶしょうがっこう せいしょうがっこう 田原中学校、田原中部小学校、成章高校
きぬがさ 衣笠	きぬがさしみんかん 衣笠市民館	きぬがさしょうがっこう 衣笠小学校
のだ 野田	のだしみんかん 野田市民館	さんてどーむ のだしょうがっこう サンテドーム、野田小学校
たかまつ 高松	たかまつしみんかん 高松市民館	たかまつしょうがっこう 高松小学校
あかばね 赤羽根	あかばねしみんかん 赤羽根市民館	あかばねちゅうがっこう 赤羽根中学校
わかと 若戸	わかとしみんかん 若戸市民館	わかとしみんかん 若戸市民館
わじ 和地	わじしみんかん 和地市民館	わじしみんかん いらごみさきしょうがっこう 和地市民館、伊良湖岬小学校
ほりきり 堀切	ほりきりしみんかん 堀切市民館	あつみうんどうこうえんたいいくかん いらごみさきしょうがっこう 渥美運動公園体育館、伊良湖岬小学校
いらご 伊良湖	いらごしみんかん 伊良湖市民館	いらごしみんかん きゅういらごしょうがっこう 伊良湖市民館、旧伊良湖小学校
かめやま 亀山	かめやましんかん 亀山市民館	かめやましょうがっこう 亀山小学校
なかやま 中山	なかやましんかん 中山市民館	なかやましょうがっこう ふくえちゅうがっこう 中山小学校、福江中学校、 (あつみぶんかかいかん 渥美文化会館)
ふくえ 福江	ふくえしみんかん 福江市民館	ふくえちゅうがっこう ふくえしょうがっこう 福江中学校、福江小学校
きよた 清田	きよたしみんかん 清田市民館	きよたしょうがっこう 清田小学校
いづみ 泉	いづみしみんかん 泉市民館	いづみしょうがっこう いづみしみんかん 泉小学校、泉市民館 (あつみぶんかかいかん ふくえこうたいいくかん 渥美文化会館、福江高校体育館)

※災害の大きさにより、風水害避難所に入れなくなった場合は、地震避難所を使います。地区によつては、集会所や公民館などを地域の風水害避難所として使う場合があります。

※カッコ内は、小中山地区、泉地区住民の第2次地震避難所です。



■避难所

◎各个地区的避难场地一览表

地区名	风灾水灾避难所（20处）	地震避难所（33处）
六连地区	六连市民馆	六连小学校
神戸地区	神戸市民馆	东部中学、神戸市民馆、神戸小学校
大草地区	大草市民馆	大草小学校
田原东部地区	田原东部市民馆	田原东部市民馆、田原东部小学校
田原南部地区	田原南部市民馆	田原南部市民馆
童浦地区	童浦市民馆	童浦小学校、童浦市民馆、
田原中部地区	华山会馆	田原中学校、田原中部小学校、成章高中
衣笠地区	衣笠市民馆	衣笠小学校
野田地区	野田市民馆	芦之池农业公园、野田小学校
高松地区	高松市民馆	高松小学校
赤羽根地区	赤羽根市民馆	赤羽根中学校
若戸地区	若戸市民馆	若戸市民馆
和地地区	和地市民馆	和地市民馆、伊良湖岬小学校
堀切地区	堀切市民馆	渥美运动公园体育馆、伊良湖岬小学校
伊良湖地区	伊良湖市民馆	伊良湖市民馆、旧伊良湖岬小学校
龟山地区	龟山市民馆	龟山小学校
中山地区	中山市民馆	中山小学校、福江中学校、 (渥美文化会馆)
福江地区	福江市民馆	福江中学校、福江小学校
清田地区	清田市民馆	清田小学校
泉地区	泉市民馆	泉小学校、泉市民馆 (渥美文化会馆、福江高中体育馆)



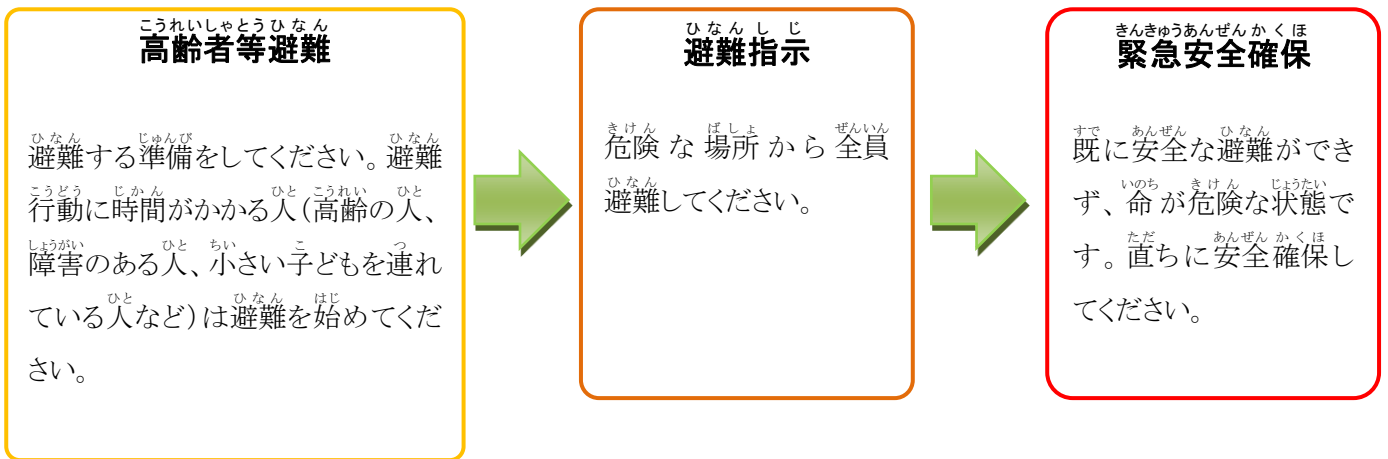
※根据灾害程度的大小、可能会出现风灾水灾避难所满员或者进不去的情况、这时可使用地震避难所。

另外、根据各地区的情况不同、也许会将集会所以及公民馆等作为风灾水灾避难所使用。

※表内括弧（ ）所示的小中山地区、泉地区住民为第2地震避难所。



ひなんじょうほう なが
◎避難情報の流れ



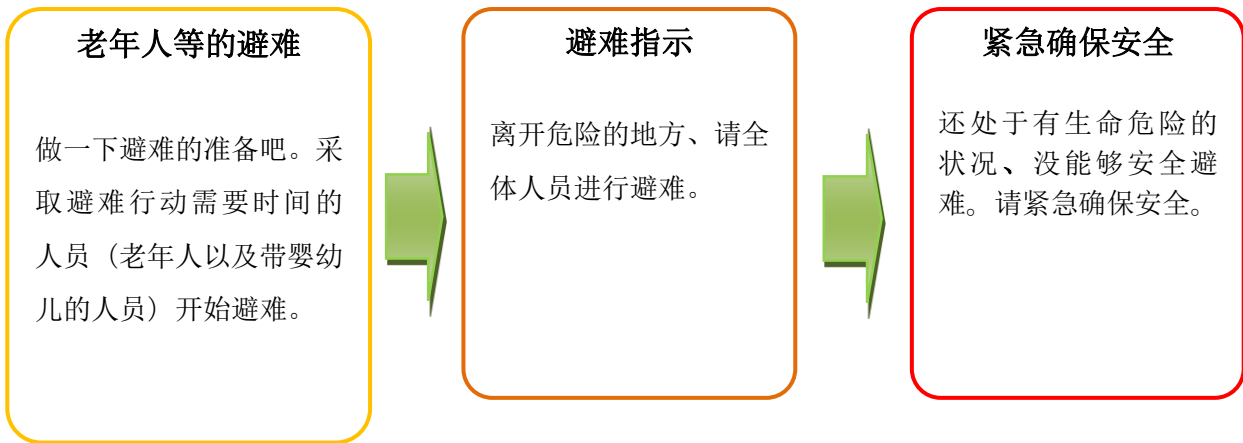
けいかいれべる
◎警戒レベル

- 「自分の命は自分で守る」を合言葉に、避難を呼びかける時に5段階の警戒レベルというものを使います。警戒レベル4が出されたときは、安全な場所へ避難しましょう。

おおあめ こうずいけいかいれべる
大雨・洪水警戒レベル

けいかいれべる 警戒レベル	と 取るべき行動	ひなんじょうほう 避難情報
5	いのち きけん ただ あんぜんかくほ 命の危険、直ちに安全確保	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保
4	きけん ばしょ ぜんいんひなん 危険な場所から全員避難	ひなんしじ 避難指示
3	きけん ばしょ こうれいしゃ ひなん 危険な場所から高齢者などは避難	ひなんこうれいしゃとうひなん 避難高齢者等避難
2	ひなんこうどう かくにん 避難行動の確認	おおあめ こうずい たしおちゅういほう 大雨・洪水・高潮注意報
1	さいがい こころがま たか 災害への心構えを高める	そうきちゅういじょうほう 早期注意情報

◎避难信息的流程



◎警戒级别

- ・「自己的生命自己保护」是在达到警戒级别 5 的时候，呼吁大家避难的口号。希望各位在警戒级别 4 的时候就前往安全的地方避难吧。

大雨・洪水警戒级别

警戒级别	必须采取的行动	避难信息
5	有生命危险、应该马上确保安全。	紧急确保安全
4	离开危险的地方、全体人员进行避难	避难指示
3	离开危险的地方、老年人等先进行避难	老年人等开始避难
2	确认避难行动	注意暴雨、洪水、高潮的注意报
1	提高对灾害的意识	提前注意信息

■防災アプリ (Safety tips)

「Safety tips」は、日本の災害情報を知るのに便利なアプリです。

日本国内における、緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等がプッシュ型で通知されます。避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供します。



safty tips (観光庁)

◎避難のポイント

- ・台風や大雨などの場合は、家に居る方が安全な場合もあります。状況を見て避難しましょう。
- ・地震が起きたら、「姿勢を低く」「頭と体を守る」「揺れが収まるまでじっとする」の3つの行動をしてください。



○津波の心配がある場合は、高台や集会所など、地区の一時避難場所に避難してください。

○揺れがおさまるまで (津波警報・注意報が解除されるまで) は、油断してはいけません。

○運動場などの広い場所に集合し、地震避難所では、建物の安全が確認されてから中に入ってください。

○住んでいる場所が傾いて危険なときは、地震避難所に避難してください。

○避難する風水害避難所、地震避難所までの道順を確認してください。

■安否確認

安否確認の方法として、電話を使う「災害用伝言ダイヤル171」、インターネットを使う「災害用伝言版Web171」などが利用できます。外国語版もあります。

自分の住んでいる地域の避難場所を確認してください。

地域で開催される防災訓練に参加しましょう！

問い合わせ先 田原市役所 防災対策課 ☎23-3548

■防灾软件 (Safety tips)

「Safety tips」是掌握日本灾害信息最实用的软件

会以推送消息的形式通报日本国内的紧急地震速报、海啸警报、气象特别警报等。提供避难行动的流程图、收集身边人员信息的沟通卡以及在灾害时收集必要信息的链接集等。



safty tips (観光庁)

◎避难要点

○遭受台风以及暴风雨等袭击时、根据所居住的地方情况不同、也许在家安全、应不断根据当时的情况而进行避难。

○发生地震时、应采取以下三种行动「趴下放低姿势」「保护头和身体」「直到震感平息保持不动」。



○担心海啸的时候、请前往高处以及集会所等地区的临时避难所避难吧。

○一直等到震动平息以后（等到海啸警报以及注意报解除为止）、在这之前千万不可大意。

○请首先在运动场等宽敞的地方集合、进入地震避难所时、先不可马上进入建筑物里、确认了该建筑物安全以后、方可进入。

○如果现所居住的住宅倾斜或者有危险的话、请前往地震避难所避难。

○去避难时、请事先确认一下风灾水灾避难所和地震避难所的所在地以及路线。

■确认安全与否

确认安全与否的方法、可用电话使用「灾害专用留言号码171」也可使用因特网的「灾害专用留言板Web171」等。设有外语版

请确认自己所居住地区的避难所的所在地。

请积极参加所在地区召开的防灾训练学习班！

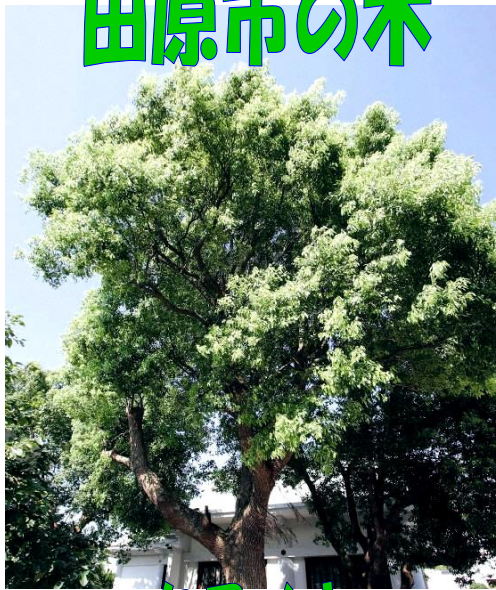
咨询处 田原市政府 防灾局 防灾对策科 TEL：23-3548

田原市の花



菜の花

田原市の木



クスノキ

